

【基本施策】

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
基本施策１　生きる支援につながるネットワークの強化									
(１) 自殺対策に関するネットワークを強化する									
1	松戸市自殺対策推進部会の開催	市民団体や関係機関の委員により構成される審議会を開催し、自殺の現状や計画の進捗状況を共有し、今後の取り組みについて検討する	P.29	健康推進課		令和5年11月に書面開催。新たにオブザーバーとして警察、駅関係者、遺族支援団体の3団体が参加し、合計13名の委員より次期計画策定に向けた意見を聴取した。	自殺の現状や計画の進捗状況を共有し、今後の取り組みについて検討することができた。	◎	引き続き、警察、遺族支援団体、駅関係者の参考人を招聘する共に次年度以降の審議会の開催方法等について検討する。【開催　1回以上】
2	松戸市自殺対策庁内連携会議の開催	庁内の自殺対策計画構成課が参加し、自殺の現状や計画の進捗状況を庁内で共有する	P.29	健康推進課		令和5年8月に開催し、庁内17の構成課が参加した。自殺の現状や各課の取り組みを共有するとともに、次期計画の骨子等について検討した。	関係各課が相談状況や計画の進捗状況について報告したほか、今後の取り組みなどについて活発な意見交換ができた。	◎	昨年度同様、自殺の現状や各課の取り組みを共有し、庁内の連携促進を図る。【開催　1回以上】
3	「松戸市いのち支える連携ガイドブック」の作成	自殺対策に関する情報や相談窓口等についての情報をまとめた「松戸市いのち支える連携ガイドブック」を年1回作成し、関係部署、地域の様々な関係者に配布する	P.29	健康推進課					今年度も情報を更新したものを作成する。また、より多くの市民、関係機関等に配布するため、増刷する。【配付数　4,500部】
(２) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する									
4	松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催	年1回、連絡会を開催し多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化する	P.29	消費生活課		年1回開催（2月）	対面方式にて開催。多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化することができた。	◎	年1回開催（2月）
5	いじめ防止対策委員会との連携	いじめ防止対策委員会を開催し、小中学校のいじめ問題に関して連携する	P.29	児童生徒課		いじめ防止対策委員会の定例会の開催（1回）	令和4年度の実施はなかったが、令和5年度は定例会にて、各委員より本市のいじめ防止の取り組みについてご意見をいただいた。	○	必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催
6	高齢者虐待防止ネットワークとの連携	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化する	P.29	地域包括ケア推進課		高齢者虐待防止ネットワーク全体会を年2回、高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議を年6回実施した。また、月1回、個別事例検討会を実施し、虐待有無や終結の判断、事例検討を行う中で、各支援機関の役割や専門性を生かしたアプローチを検討した。併せて、セルフネグレクト事例の把握も継続して行った。地域住民に高齢者虐待に関する適切な理解を持っていたき、支援が必要な世帯が相談から支援に繋がるよう、改選のあった民生委員児童委員協議会を対象に、パートナー講座の周知を改めて行った。専門職向け研修会は、居宅系サービス従事者、施設および入所系サービス従事者に対象を分けて実施することにより、サービス形態に即した虐待防止に関する留意点等を学び、日々の業務に生かすことのできる機会とした。市民向け講演会については、高齢者虐待の基本的な知識や権利擁護に関し活用できる他制度等についても学ぶ内容とすることで、適切な理解を深め、虐待防止への意識向上を図る構成とした。	全体会や担当者会議、個別事例検討会等を通して虐待に関する様々な取り組みや知見を深めるとともに、他分野の支援者との連携・ネットワークを強化することに繋がった。また、若い世代や地域住民への高齢者虐待防止の理解向上や通報・相談先の周知啓発のため、様々な機会を通じて普及啓発を図った。併せて介護者の負担軽減等を目的としたつどいも、地域包括支援センター毎に、より参加しやすくなるような内容や周知方法等を工夫し実施している。	◎	令和5年度までの活動を踏まえ、相談先や通報先の周知啓発をより一層図るとともに、複合的な課題解決も含め、支援者間のネットワークを強化し効果的に支援を行うことのできる体制を整えていく。
7	児童虐待防止ネットワーク関連機関間での連携	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待やヤングケアラー等の早期発見対策、救済支援体制を強化する	P.29	こども家庭センター		【会議等】 ①代表者会議：2回開催(5/25、2/1) ②実務者（運営）会議：2回開催(5/19、1/19) ③実務者（ケース進行管理）会議：12回開催(7/14、7/21、7/28、10/2、10/16、10/23、12/1、12/8、12/15、2/16、3/1、3/8) 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にＳＯＳカードの配布を実施 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動 ・市役所連絡通路でのポスター展示、啓発グッズの配布を実施(11/20～11/24) ・松戸市公式YouTubeチャンネルにて子育て講演会の配信を実施。(11/20～3/31限定配信)	オンラインを活用し、計画通りに会議の開催を行うことができた。定期的に会議の開催を行うことで、日々の支援の中で連携が図りやすくなっている。また、継続した啓発活動を行い、児童虐待防止・ＤＶ婦人相談の普及を行うことができている。	◎	【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：2回 ③実務者（ケース進行管理）会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にＳＯＳカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 （市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催） 【ヤングケアラー支援】 ①令和6年4月よりヤングケアラーコーディネーター2名配置 ②令和6年4月よりヤングケアラー相談専用ダイヤルの設置 ③ヤングケアラー相談レターの配布
8	松戸市障害者虐待防止ネットワーク、松戸市地域自立支援協議会との連携	障害者の権利擁護の普及啓発に取り組み、障害分野の機関との連携を図る	P.30	障害福祉課		・松戸市障害者虐待防止ネットワーク　2回開催 ・松戸市地域自立支援協議会　2回開催	定期的にネットワークを開催することで、取り組みの共有、進捗管理について見直しも含めながら、話し合えている。	◎	実施を継続
9	福祉相談機関連絡会の開催	地域共生社会の実現に向けた取り組みの一環として、各分野の相談支援を担う機関の連携を図る	P.30	地域包括ケア推進課					令和5年度までの活動を踏まえ、関係機関の役割をはじめとした情報共有の機会を確保することにより、複合的な課題を抱えた世帯を包括的に支援できる体制の充実を図る。

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
(3) 関係機関との連携を強化する									
10	千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸保健所との連携	個別の事例対応や、事業の推進について助言や協力を得る	P.30	健康推進課		自殺対策推進部会等の会議を通じて情報共有や意見交換を行った。また、連携ガイドブックの配布等により、事業や相談窓口の周知を行った。	会議、事業の周知、連携ガイドブックの配布等を通じて連携をとることができた。	◎	引き続き、連携ガイドブックや事業を通じて情報共有を行うとともに、個別のケース支援を通じて連携を強化する。
11	医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化	会議や事業等を通じて情報共有を行い、連携を図る	P.30	健康推進課		自殺対策推進部会等の会議を通じて情報共有や意見交換を行った。また、連携ガイドブックの配布等により、事業や相談窓口の周知を行った。	会議、事業の周知、連携ガイドブックの配布等を通じて連携をとることができた。	◎	引き続き、会議や事業等を通じて情報共有を行い、連携を図る。
12	市内医療機関との連携	個別ケース支援や、連携ガイドブックへの掲載、配布を通じて、情報を共有し連携を図る	P.30	健康推進課		連携ガイドブックの配布等により、事業や相談窓口の周知を行った。個別ケース支援においては、随時医療機関等と連携し、対応した。	事業の周知、連携ガイドブックの配布等を通じて連携をとることができた。	◎	引き続き、連携ガイドブックや事業を通じて情報共有を行うとともに、個別のケース支援を通じて連携を強化する。
13		会議やカンファレンスを通じて医療機関との連携を深める	P.30	こども家庭センター 母子保健担当室		産科医療機関との懇談会については、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、4年ぶりに対面開催。7医療機関（市内4、市外3）、千葉県助産師会より、15名が参加した。母子保健連絡協議会を年1回実施した。	産科医療機関との懇談会を通して、妊産婦健診や妊産婦支援等について情報共有を行うことができた。母子保健連絡協議会は1回、会場およびリモートで実施し、医療機関と連携を深めることができた。	◎	産科医療機関との懇談会を年1回、母子保健連絡協議会を年1～2回実施
14		地域ケア会議や研修会を実施するほか、地域サポート医や在宅医療・介護連携支援センターと連携し支援を行う	P.30	地域包括ケア推進課		高齢者分野における各事業において市内医療機関と連携を図りながら実施した。医療が必要と考えられるが、受診拒否や受診中断が見られる方に対して、地域ごとに配置された地域サポート医や在宅医療・介護連携支援センターと連携し課題解決に務めた。	在宅医療・介護連携支援センターやかかりつけ医と連携しながら実施している。	◎	令和5年度の活動を継続する。各種会議や研修等を通じ、地域サポート医をはじめとする市内医療機関との連携を深め、支援体制を強化していく。
15		相談を受け、各医療機関への受診や入院へと繋ぐ対応・支援を実施する	P.30	障害福祉課		ケースワークにおける相談、会議の出席等の個々の連携及びその他医療費の助成、申請等の医療機関による問い合わせ等対応を実施。	日々の業務において実施	○	実施を継続
16		必要に応じて嘱託医との相談や、医療機関との連携を行い、被保護者の支援を行う	P.30	生活支援課		個々の生活保護CWが必要に応じて嘱託医との相談や医療機関との連携を行い、被保護者の支援を行っている。	各CWが必要に応じ、嘱託医への相談や松戸市在宅医療・介護連携支援センター等の外部機関と連携を行い、被保護者世帯を適切な医療機関へ受診させた。	◎	実施を継続
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成									
(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する									
17	松戸市職員を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	市職員を対象にゲートキーパー養成研修を開催する	P.31	健康推進課		外部講師を招き、市職員を対象としたロールプレイを取り入れたゲートキーパー養成研修を2回実施し、91人が参加した。	座学だけでなくロールプレイを取り入れたことで、参加者自身の気付きもあり、学びにつながる講座になったと感じる。参加者の感想も好評であった。	◎	引き続き、市職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。【2回開催】
18	松戸市の事業に係る関係者等を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	松戸市の事業に係る関係者および市民と接する機会の多い職種、関係者を対象とするゲートキーパー養成研修を実施する	P.31	健康推進課		外部講師を招き、民生委員・児童委員を対象とした演習を取り入れたゲートキーパー養成研修を2回実施し、98人が参加した。	ロールプレイは難しいと判断し、参加者同士でワークを行ったが、概ね好評であった。	◎	引き続き、民生委員・児童委員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。【2回開催】
19	自殺未遂者等対応研修の実施	関係機関等を対象に、自殺未遂者等への対応についての研修を実施する	P.31	健康推進課					関係機関等にアンケート等を実施し、研修内容について検討を進める。
(2) 市民を対象とする研修を実施する									
20	市民がゲートキーパー等について学ぶ機会の提供	市民に対し、ゲートキーパー等について学ぶ機会を提供する	P.31	健康推進課		市内の団体からのパートナー講座依頼や市民向けのゲートキーパー養成研修を6回開催し、288人が参加した。また、市ホームページでは研修動画を公開した。	団体向けのパートナー講座での実施の他、個人での受講を希望する方向けのゲートキーパー養成研修を実施したが、参加者が6名と少なかった。市ホームページで研修動画を公開していることもあり、個人向けの研修会への要望は少ないと感じた。	◎	市内団体に対するゲートキーパー養成研修を実施する。【2回開催】併せて、個人向けの講座として、市ホームページでのゲートキーパー養成研修動画も継続していく。
(3) 学校教育に関わる人を対象とする研修を実施する									
21	学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施	小中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する	P.31	健康推進課		生徒指導主任研修の中で66名の小中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を開催した。また、後日配信した研修動画を70名の教職員が視聴した。	これまで参加者が少ないことが課題であった教職員を対象としたゲートキーパー養成研修が実施でき、ゲートキーパーの認知度を上げる一助となった。	◎	児童生徒課と連携し、教職員向けのゲートキーパー養成研修を実施する【1回開催】併せて、市ホームページのゲートキーパー養成研修動画を周知する。
基本施策3 市民への啓発と周知									
(1) こころの健康等に関する周知啓発を実施する									

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
22	メンタルチェックシステムやこころの健康等に関する周知	様々な媒体を用いて、メンタルチェックシステム「こころの体温計」やこころの健康についての周知を行う	P.32	健康推進課		メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」やこころの健康についての周知を実施。 チラシ配布数：13,386枚 こころの体温計年間アクセス数：67,251件	継続した周知により計画目標としているアクセス数を達成することが出来た。	◎	こころの体温計（啓発チラシ）等の配布、対面で研修・健康教育をする機会において、メンタルヘルスチェックシステム周知する。 【こころの体温計年間アクセス数：60,000件以上】
23	自殺予防週間、自殺対策強化月間等の啓発活動を実施	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に広報誌やホームページ、SNS等を通じて啓発を行う	P.32	健康推進課		自殺予防週間や自殺対策強化月間等の啓発を実施。 SNS、広報誌等での周知：17回 こころの体温計年間アクセス数：67,251件	継続した周知により計画目標としているアクセス数を達成することが出来た。	◎	自殺予防週間、自殺対策強化月間等に広報誌やSNS等を通じた啓発を行う。 【広報誌、SNSにおける啓発：8回以上】
24	市民向け講演会の開催	外部講師を招き、年1回こころの健康づくり講演会を実施する	P.32	健康推進課		こころの健康づくり講演会を実施。 テーマ「ストレスとの上手な付き合い方～質の良い睡眠でこころとからだを健やかに～」 アンケートより「講演会内容を理解できた／まあまあ理解できた」と回答した割合：97.8％	市民が身近に感じるテーマで講演会を実施し内容を理解していただくことが出来た。	◎	市民向け講演会を実施する。 【1回開催、アンケートより講演会内容を理解できた／まあ理解できたと回答した割合80%以上】
(2) 市民が様々な相談を受けられるようにする									
25	様々な相談に対応した「生きる支援相談窓口」による相談支援	専門職による生きづらさや悩みについての相談窓口を設置し、相談支援を実施する	P.32	健康推進課		「生きる支援相談窓口」の相談員を1名増員し、相談体制の充実を図った。相談実績は延1,552件（実人数226名）で、相談内容に応じ、傾聴や情報提供を行うとともに、随時関係機関と連携し対応した。	「生きる支援相談窓口」の周知が進んだことなどにより相談件数は前年度よりも大幅に増加した。	◎	相談件数の増加に伴い、継続支援者等に関して、相談員が対応に苦慮することや精神的負担を感じることも増えていることから、スーパーバイズの仕組を整え、相談体制の安定を図る。【スーパーバイズの実施 年1回以上】
26	ゆうまつどこころの相談における相談支援	生きづらさや悩みを抱えている方に対し、カウンセラーが悩みを聴き、自分の問題を整理して解決に向かえるよう支援する	P.32	男女共同参画課		女性相談（第1～第4週の月・木曜）、男性相談（第1・第3週の金曜）を実施した。 女性相談：延べ390人（面接相談290人、電話相談100人） 男性相談：延べ35人	生き方、家族関係、夫婦関係、精神保健などに悩みを抱える人に対して、専門のカウンセラーによる相談を行うことができた。	◎	事業を継続
27	民間団体と連携した相談体制の充実	国の補助を受けSNS相談等を実施する「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と連携し、相談に対応する	P.32	健康推進課					「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と定期的に情報共有、意見交換を行う。また、ライフリンクの相談を利用した市民で、継続的な支援が必要な場合は、同意を得てつなぎ支援を実施する。【意見交換の実施 年1回以上】
28	相談窓口情報等のわかりやすい発信	様々な媒体を用いて、市や関係機関の相談窓口を市民、関係者に周知する	P.32	健康推進課		「松戸市のちを支える連携ガイドブック（令和5年度版）」を作成し、民生委員児童委員や町会・自治会長など、1,210カ所に2,953部を配布した。また相談窓口チラシを支所、市民センター等に配架した。	町会・自治会長からは追加配布の依頼も多くあり、地域の関係者に情報を発信することができた。	◎	連携ガイドブックについては、より多くの市民、関係機関等に配布するため、増刷する。【配付数 4,500部】
(3) 生きる支援に関する情報を発信する									
29	既存の情報誌などへの生きる支援に関する情報の掲載	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信するほか、動画をホームページで提供する	P.32	広報広聴課		各課の依頼に応じて情報の発信。 親子で楽しめる動画のほか、子育て中の市民が活用できる子育て施策を紹介しているPR動画をホームページで公開した。	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信できた。また、親子で楽しめる動画のほか、子育て中の市民が活用できる子育て施策を紹介しているPR動画をホームページで継続して提供できた。	◎	継続して各課の依頼に応じて情報の発信を行う。各課がより動画を制作しやすい環境を整える。
基本施策 4 自殺未遂者等への支援の充実									
(1) 自殺未遂者等を適切な支援につなげる									
30	相談窓口における自殺未遂者等の支援	相談者で自殺未遂や自傷行為があるケースについて、必要時医療機関、関係機関等と連携し対応する	P.33	健康推進課		「生きる支援相談窓口」において、自傷行為、自殺未遂歴がある相談者に対応した件数：17件	自傷行為、自殺未遂歴がある相談者の話を聞き、対応することができた。	◎	引き続き「生きる支援相談窓口」において、自傷行為、自殺未遂歴がある相談者に対応する。
31	「連携自治体アカウントカード」の配付	「ライフリンク」のSNS相談につながるカードを、自殺未遂者など、自殺リスクが高いと考えられる市民に、関係機関等を通じて配付する	P.33	健康推進課		「連携自治体アカウントカード」を関係機関等に2,184枚配布した。 参考値：ライフリンクのSNS相談の千葉県からの相談実績：1,991件	自殺未遂者等自殺リスクの高い市民に、関係機関等を通じて「連携自治体アカウントカード」を配布することができた。	◎	「連携自治体アカウントカード」を必要な市民に配布できるよう、ゲートキーパー養成研修などを通じて周知を強化する。【カード配布枚数：2,000枚以上】
32	自殺未遂者等対応研修の実施【再掲】	関係機関等を対象に、自殺未遂者等への対応について研修を実施する	P.33	健康推進課	○				
基本施策 5 自死遺族等への支援の充実									
(1) 遺された人を適切な支援につなげる									

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
33	自死遺族支援を行う関係機関との連携	自死遺族を支援する関係機関、民間団体と会議等を通じて連携し、必要な取組について意見を頂く	P.34	健康推進課		令和5年11月に書面開催した自殺対策推進部会に、新たにオブザーバーとして「NPO法人とうかつ生と死を考える会」の代表者が参加し、次期計画策定に向けた意見を聴取した。	遺族支援団体に会議に参加してもらうことで、今後の連携につながった。	◎	令和5年度も、自殺対策推進部会に遺族支援団体の参考人を招聘する。
34	遺族等に対する必要な情報の発信	自死遺族を対象とするわかちあいの会や相談事業等について、チラシ、連携ガイドブック、ホームページ等で周知を行う	P.34	健康推進課					自死遺族を対象とするわかちあいの会や相談事業等について、連携ガイドブックや相談窓口チラシに掲載するほか、市民課発行のおくやみハンドブックにも情報を掲載する。
基本施策 6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育									
(1) SOSの出し方に関する教育を推進する									
35	小中学生へのSOSの出し方に関する教育	千葉県より配付の関連資料等を各学校に周知する	P.35	児童生徒課					各学校にて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談担当教員の周知
36	児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布	市内の中高生にこころの健康と相談先に関するクリアファイルを配布する	P.35	健康推進課		こころの健康と相談先に関するクリアファイルを市内公立中学校1年生及び、市内全私立公立高校1年生へ配布。	市内中学・高校生へこころの健康と相談先の周知を行うことが出来た。	◎	啓発物を用いて市内中学・高校生へこころの健康と相談先に関する周知を行う。
(2) 子どものSOSを受け止められる体制を整備する									
37	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒に寄り添った支援・相談業務を実施する	P.35	児童生徒課		心理相談員2ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW4ヶ所（拠点型3ヶ所、派遣型1か所）配置、相談・支援にあたった。	悩みを抱える児童生徒・保護者に対し、継続的な支援をすることができた。SSW事業は、学校からの依頼・相談に幅広く対応することができた	○	心理相談員2ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW5ヶ所（拠点型4ヶ所、派遣型1か所）配置。児童生徒に寄り添った支援・相談業務をし、体制の強化にも努める。
38	学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	小中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する	P.35	健康推進課	○				

【重点施策】									
	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
重点施策 1 生活困窮者の自殺対策の推進									
(1) 生活困窮に陥った人を対象とする相談支援を実施する									
1	松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施	生活困窮者を対象として、支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行う	P.36	福祉政策課 地域福祉担当室		令和5年度の新規相談受付件数788件、月平均65.7件。	広報まつど等を活用して事業の周知活動を継続し、生活困窮者等に対して相談支援を行うことができた。	◎	実施を継続
2	生活保護による最低限度の生活の保障と自立の助長	専門の面接相談員を配置し、生活保護の相談やその他の生活相談に訪れた者に適切な対応を行う	P.36	生活支援課		令和5年度相談総件数2942件。	相談者に対して適切に対応できている。 また、面接相談員についても適切に配置している。	◎	実施を継続。
3	母子・父子自立支援プログラムの策定	自立支援プログラム策定員が自立支援計画書を策定し、自立・就労支援を実施する	P.36	子ども未来応援課		策定数 37名（R4年度 30名） 就職・転職・増収者 51名（R4年度 28名）	前年に比べ、策定者、就職・転職・増収へつなげた割合を増やすことができた。	◎	実施を継続
(2) 生活困窮に陥った人を対象とする居場所づくり・生活支援を実施する									
4	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援・居場所の提供	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	P.36	福祉政策課 地域福祉担当室		市内6ヶ所で学習支援・居場所作り・カウンセリングを実施。 令和5年度の利用延べ人数は学習支援で10,451人、居場所作りで908人、カウンセリングで194人、学習支援の利用実人数は定員368人に対し212人。	各会場において生活困窮世帯等の子どもに対して学習支援・居場所を提供することができた。	◎	生活困窮者自立支援制度としての実施はないが、母子家庭等対策総合支援事業費補助金を活用して実施
5				子ども未来応援課		市内6か所会場開設	前年度に引き続き、対象児童らに学習の機会や居場所の提供を行った。	◎	実施を継続
6	ひとり親家庭等に対する手当の支給	ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭を対象に手当を支給する	P.36	子ども未来応援課 児童給付担当室		児童扶養手当：年6回支給（5月・7月・9月・11月・1月・3月） 遺児手当：年3回支給（8月・12月・4月） ひとり親家庭医療費等助成：現物給付（受給券発行）または償還払いにより医療費等の自己負担分を助成。	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	◎	実施を継続
7	生活保護受給者の健康診査の実施	生活保護受給者を対象とする健康診査を行う	P.36	健康推進課		通年で実施した（受診者数794名）	前年度より減少したが、ほぼ同じ実績であった	○	引き続き、「被保険者健康管理支援事業」を実施している生活支援課との連携により周知を図る。
(3) 多重債務問題等に関する支援を実施する									
8	松戸市消費生活センターにおける相談支援	多重債務の問題を抱える相談者に対し、専門の機関を紹介する	P.37	消費生活課		多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介した。	多重債務の問題を抱える相談者に対し、専門の機関を紹介し、問題解決に向けた助言をすることができた。	◎	多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介する。
9	消費者問題無料相談会の実施	東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で無料相談会を開催する	P.37	消費生活課		年2回開催（5月、11月）	東葛6市で弁護士による相談会を実施し、東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部との連携を図ることができた。	◎	年2回実施（5月、11月）
10	松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催【再掲】	年1回、連絡会を開催し多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化する	P.37	消費生活課	○				
重点施策 2 高齢者の自殺対策の推進									
(1) 高齢者とその周囲の人の包括的な支援を実施する									
11	地域包括支援センターにおける高齢者や家族、支援者の相談支援	市内15か所の日常生活圏域ごとに設置している各地域包括支援センターにて、高齢者や家族、支援者の相談支援を行う	P.38	地域包括ケア推進課		住民に身近な地域である日常生活圏域ごと(市内15か所)に設置している地域包括支援センターにて相談支援を包括的に実施し、必要に応じて関係機関との連携を図った。 高齢者または親族からの相談件数：129,364件 高齢者または親族以外の機関からの相談件数：137,847件	相談件数は前年度から比較して810件増加しており相談先の周知が図れている。	◎	地域住民に対して相談支援を継続して実施できるように取り組んでいく。

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
12	福祉に関する困り事について専門職が行う相談（福祉まるごと相談窓口）の実施	「どこに相談したらよいかわからない」「相談が多岐に渡る」等の福祉の相談を受け、的確な支援機関に繋ぐなどの支援を行う	P.38	地域包括ケア推進課		相談窓口は中央圏域、常盤平圏域、小金圏域および市役所に設置し、市民にとって身近な場での相談支援を行う体制を整えている。また、重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業、アウトリーチ機能を担い、複合課題を抱えた相談者に対しては、関係機関と連携を図り必要な支援につなげることができた。 各圏域担当の相談員とは随時支援方針を検討する他、定期的に情報共有・事例検討の場を設け、相談業務のスキルアップを図った。	相談体制の充実や関係機関との連携が進んでおり、相談先が分からない、また、複合課題を抱えた相談者に対して、関係機関と連携を図りながら必要な支援につなげることができた。	◎	重層的支援体制整備事業の実施もふまえ、複合課題に対応できる支援機関のネットワークの活用と相談業務のスキルアップを進めていく。 また、3圏域で実施していた相談窓口を市役所に集約。日常生活圏域毎にある市内15か所の地域包括支援センターにおいて、福祉まるごと相談窓口にオンライン接続できる体制を構築し、住民が身近に相談できるようにする。
13	基幹型地域包括支援センターにおける地域包括支援センターの後方支援、総合調整	ネットワーク・連携体制の構築に向け、各地域包括支援センターへの後方支援、総合調整を行う	P.38	地域包括ケア推進課		高齢者虐待事例、支援困難事例等、地域包括支援センターからの相談を受け助言や同行支援を行うほか、定期的に相談事例を共有し、支援の進捗状況を確認した。重層的支援体制整備事業の開始に伴い、属性を問わない相談窓口としての機能強化も求められる中、他分野の支援機関とも連携を図り効果的な支援が行えるよう、ネットワーク強化に努めた。月1回のセンター長会議や地域包括支援センターの事業評価においては、他センターの好事例等を共有する機会を設け、ノウハウの共有を行った。	地域包括支援センター同士のネットワークの強化やセンター全体の質の向上につなげることができた。	◎	地域包括支援センター間や他分野の支援機関も含め、ネットワークの強化と連携を推進していく。
14	松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業【再掲】	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化する	P.38	地域包括ケア推進課	○				
15	認知症の本人・家族の支援	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、普及啓発や、地域の見守りを推進する	P.38	高齢者支援課		・アルツハイマー月間や松戸まつり等のイベントにおいて、認知症の普及啓発活動を実施した。 ・まつど認知症予防プロジェクト 新規103件実施した。 ・早期発見のツールとなる認知症簡易チェックサイトを周知・活用した。 ・医療・介護・法律等の専門職や認知症の人と家族の会等を委員とする認知症研究会を開催し、行政と連携して認知症対策を推進した。 ・認知症サポーター養成講座 107回 2,487名実施した。	・各イベントを通して、認知症の正しい理解や相談窓口等の普及啓発ができた。「まつど認知症予防プロジェクト」の実施により、認知症の早期発見・早期対応につながった。 ・早期発見のツールとなる認知症簡易チェックサイトを周知・活用することにより、相談先を知ることができたり、早い気づきになった。 ・医療・介護・法律等の専門職や認知症の人と家族の会等を委員とする認知症研究会を開催し、行政と連携して認知症対策を推進することができた。 ・幅広い世代や企業に向けて認知症サポーター養成講座が実施でき、認知症の理解が深まり、地域での見守りがさらに広がっていくと考えられる	◎	・アルツハイマー月間や松戸まつり等のイベントにおいて、認知症の普及啓発活動。また、企業と連携した普及啓発の展開。 ・早期発見のツールとなる認知症簡易チェックサイトを周知・活用。 ・医療・介護等の専門職や認知症の人と家族の会等を委員とする認知症研究会を開催し認知症対策を推進する ・幅広い世代や小売店等の企業に向けた認知症サポーター養成講座の実施。 ・地域の見守りを推進するための、徘徊高齢者の声かけ訓練の実施
(2) 高齢者の社会参加を推進し、孤独・孤立を予防する									
16	高齢者の居場所づくり	地域の方々がグループを作り、自主的・主体的に運営して定期的に活動する場の立ち上げ・運営のための支援を行う	P.38	高齢者支援課		住民主体の通いの場「元気応援くらぶ」を、令和5年度の公募により8グループを追加した。第1期公募の15グループ、第2期公募の20グループ、第3期公募の12グループ、第4期公募の15グループ、第5期公募の6グループ、第6期公募の4グループ、第7期公募の10グループと併せて、令和6年3月末日現在で90グループが活動している。	引き続き、コロナウイルスの基本的な感染対策を行う団体もあるが、5類に引き下げられたこともあって活動を再開する団体や参加者が増加した団体もあった。また、8団体の新規登録団体や、オンライン活動に係る補助金の交付も行い、元気応援くらぶの活動は活発化したものと評価できる。	◎	本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標に則り、事業の周知・普及啓発、新規団体の開設や運営のための支援など、グループがより活動しやすくなるための多様な支援を実施。また、オンラインでの通いの場の活動についても引き続き支援し、高齢者の介護予防の推進を図る。
17	高齢者社会参加促進業務（高年齢・中高年向け再雇用促進セミナー）	雇用環境の厳しい定年退職前後の高年齢者・中高年に向けてのセミナーを実施する	P.38	高齢者支援課		令和5年10月に計2回分のセミナーを午前・午後の同日に開催した。また、令和6年3月には、1回分のセミナーと併せて高年齢者・中高年向けの求人募集のある企業説明会を開催した。	令和5年度 第2回の開催の際には、新たな内容としてセミナーとともにより就職へと繋げていけるよう企業説明会を同時開催することができた。	◎	令和6年8月と令和7年2月に雇用環境の厳しい定年退職前後の高年齢者・中高年に向けてのセミナーを開催する。
18	フレイル予防事業における啓発	フレイル予防の3つのポイントとして、食事・運動・社会参加が重要であることを周知する	P.38	健康推進課					事業の実施を継続
19	介護予防把握事業	介護(要支援)認定等を受けていない高齢者にアンケートを実施し、状況や希望に応じて、民生委員等による見守りを実施する	P.38	高齢者支援課		2025年までの全高齢者の実態把握を目指し、アンケート調査や見守りの実施を行うことができた。	2025年までの全高齢者の実態把握を目指し、アンケート調査や見守りの実施を行うことができた。アンケートの回収率は65歳到達者で73.1%、75歳到達者で96.2%と高い数字を維持することができた。	◎	2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、一般高齢者のうち65、75歳到達者にそれぞれアンケート調査を実施。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センターによる見守りを実施していく。
重点施策 3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進									
(1) 勤務問題に関わる相談支援を実施する									
20	社会保険労務士による労働相談の実施	賃金問題、採用・解雇等の問題を抱えた人に社会保険労務士による労働相談を実施する	P.39	商工振興課		労働相談の相談件数 年間101件	計画通り実施	◎	社会保険労務士による労働相談の実施
21	障害者就労支援事業の実施	障害を持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援の実施と工賃向上支援を行う	P.39	障害福祉課		定着支援研修会 17事業所 25名参加	多角的な視点から障害者雇用に取り組む必要性を感じた等のご意見をいただいた。 障害者が安心して職場で働けるよう企業側への障害者理解を深め、継続的な雇用に向け継続して実施する。	◎	継続実施
(2) 勤務・経営者に、こころの健康や相談先に関する周知啓発を実施する									

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
22	労働者が日常的に利用する場での周知啓発	公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などにおいて、こころの健康に関する啓発や相談先の周知を行う	P.39	健康推進課		商工会議所やハローワークと連携しこころの健康に関する啓発を実施。 チラシ配布数：13,386枚 こころの体温計年間アクセス数：67,251件	関係機関と連携しこころの健康に関する啓発を行うことが出来た。	◎	関係機関と連携しこころの健康に関する啓発を継続する。 【こころの体温計年間アクセス数60,000件以上】
23	市内の企業経営者・従業員等に対する周知啓発	市内の企業経営者・従業員等に対するゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発を実施する	P.39	健康推進課		連携ガイドブックおよび相談窓口のチラシを松戸商工会議所、商工振興課の勤労相談、まつど地域若者サポートステーション等に配布した。 また、商工会議所やハローワークと連携しこころの健康に関する啓発を実施した。	関係機関と連携し、啓発を行うことができたが、周知啓発の方法は啓発物の配布に留まっている。	○	関係機関と連携した、こころの健康に関する啓発を継続する。ゲートキーパー養成研修や啓発物の配布先の拡大について検討する。
24	勤務・経営問題の関係機関と連携した周知啓発	勤務・経営問題を支援する関係機関等と連携し、周知啓発を実施する	P.39	健康推進課					ゲートキーパー養成研修や啓発物を活用し、周知啓発先を拡大できないか検討する。
重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進									
(1) いじめを苦にした子どもの自殺を予防する									
25	学校におけるいじめ対策の実施	いじめ防止対策委員会の開催、いじめ問題対応マニュアルの作成、いじめ防止プログラムを作成する	P.40	児童生徒課		いじめ防止対策委員会の開催（定例会1回）。いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの周知	いじめ防止対策委員会の諮問会の実施はなく定例会を開催。 いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの活用について、松戸市立小中学校へ周知できた。	○	必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催 いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの必要に応じた改訂と配付及び内容の周知
26	児童生徒への相談先の周知	市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードを配布する	P.40	児童生徒課		年1回、松戸市立小中学校への配付	松戸市立小中学校への配付により、相談電話への入電があり、子どもや保護者の悩みに対応できた。	○	年1回、松戸市立小中学校への配付
27	いじめ相談窓口の設置	これまでの教育委員会での取り組みに加え、市長部局にもいじめ相談窓口を設置し、市全体として相談者に寄り添った解決を目指す	P.40	行政経営課 いじめ相談担当室					いじめ相談担当室として組織化し、「子どもSOS相談」窓口を開設。窓口の周知を図り、関係部署連携のもと、市全体としていじめ問題に対応していく。
(2) 学生・生徒への支援を充実する									
28	小中学校への心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒に寄り添った支援・相談業務を実施する	P.40	児童生徒課	○				
29	豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	各学校が学級運営の実態に応じた「豊かな人間関係づくりプログラム」を作成・実施する	P.40	児童生徒課		松戸市立小中学校へ活用の周知	松戸市立小中学校へ活用の周知。これにより、松戸市立小中学校における児童生徒の人間関係づくりの一助となった。	○	改訂版の作成。松戸市立小中学校へ改訂版の作成・配付。
30	児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布【再掲】	市内の中高生にこころの健康と相談先に関するクリアファイルを配布する	P.40	健康推進課	○				
(3) 子ども・若者への支援を充実する									
31	子ども・若者の居場所づくり	自主的な活動、体験、悩みの相談（来所・電話・SNS）を提供する居場所づくりを推進する	P.41	子ども居場所課		子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について、新規設置場所を検討したところ、適切な設置場所が見つからなかったが、既存施設の開設日増やすことで居場所の拡充を図ることができた。	新規設置はできなかったが、開設日の拡充など居場所づくりの推進を図った。	△	子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について、新規設置場所の検討を行うとともに、既存施設の拡充を図る。
32	子どもの貧困対策の推進	様々な環境に置かれている子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する	P.41	子ども未来応援課		「子どもの未来応援ノート」を教職員、保育士、幼稚園教諭、放課後ケア、子ども食堂等の支援者へ配布した。（13,500部）また、子どもの未来応援講演会を実施し、65名が参加した。	前年度に引き続き、子どもの未来応援プランに基づき、子どもの貧困対策の推進を図ることができた。	◎	「子どもの未来応援ノート」を効果的に配布し、その活用を促すことで、支援者が要支援者に寄り添い適切な支援につなげていけるよう、引き続き貧困対策の推進を図っていくと共に、子どもの未来応援講演会等を通じての啓発活動も実施していく。
33	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援・居場所の提供【再掲】	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	P.41	福祉政策課地域福祉担当室 子ども未来応援課	○				
34	児童虐待防止ネットワーク関連機関間での連携【再掲】	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待やヤングケアラー等の早期発見対策、救済支援体制を強化する	P.41	こども家庭センター	○				
35	SNS等を活用した相談体制の充実【再掲】	国の委託を受けSNS相談等を実施する「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と連携し、相談に対応する	P.41	健康推進課	○				

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
重点施策5 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進									
(1) 妊産婦への支援を充実する									
36	子育て世代包括支援センター（親子すこやかセンター）における相談支援の実施	妊娠期からの切れ目ない支援を展開することにより、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように支援する	P.42	こども家庭センター母子保健担当室		3親子すこやかセンターで保健師・社会福祉士・助産師が実施。 支援妊婦531人、支援乳幼児688世帯	妊娠期からの切れ目ない支援を展開することにより、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように支援することができた。	◎	令和5年度と同様、実施。
37	乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後4か月を迎える前までの乳児のいる全ての家庭訪問を行い、産後うつチェックリストを用いて、産後うつの早期発見・支援を行う	P.42	こども家庭センター母子保健担当室		3保健福祉センターにて保健師・助産師等が実施。訪問実数3,173人（出生数2,971人）他市里帰りを含む訪問率は106.8% EPDS実施数3,014人	子育て応援交付金の案内を行いながら、相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につないだ。	◎	令和5年度と同様に実施。
38	子育て世帯訪問支援事業（まつドリbabyヘルパー）	家事育児に不安や負担を抱える妊婦、保育サービスを利用していない2歳未満の子どもがいる家庭に、ヘルパーを派遣する	P.42	こども家庭センター					ヘルパー派遣を実施し、家事育児支援を行い負担軽減を図るとともに、保護者のニーズを傾聴し、必要な支援へ繋ぐ。
(2) 困難な問題を抱える女性への支援を実施する									
39	女性のためのつながりサポート業務・女性のための居場所「野の花カフェ」の実施	困難や生きづらさ、孤立感を抱える女性のための居場所を開催し、緩やかなつながりを持つことで、地域の中で安心して過ごせるよう支援する	P.42	男女共同参画課					女性のための居場所「野の花カフェ」を毎月実施し、参加者同士またはファシリテーター等と話すことで孤立感の解消を図り、困難を抱えた方等を支援につなげるようにする。
40	ゆうまつどこころの相談における相談支援【再掲】	生きづらさや悩みを抱えている方に対し、カウンセラーが悩みを聴き、自分の問題を整理して解決に向かえるよう支援する	P.42	男女共同参画課	○				
41	婦人相談・家庭児童相談における相談支援	家庭相談員、婦人相談員による相談業務を行う	P.42	こども家庭センター		こども家庭センターを設置し、平日午前9時から午後5時まで相談業務を実施。また、要保護児童等への必要な支援を実施 家庭相談員19名、婦人相談員4名を配置	滞りなく業務を実施し支援が必要な児童や女性に対して適切な支援を行うことができた。	◎	こども家庭センターを設置し、平日午前9時から午後5時まで相談業務を実施。また、要保護児童等への必要な支援を実施 家庭相談員19名、女性相談支援員4名を配置
(3) マイノリティ等への支援を充実する									
42	人権施策の推進	一人ひとりの個性や生き方が尊重され、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現を目指し、市民向け啓発、職員向けの研修を行う	P.43	行政経営課					引き続き、市民向けの人権啓発活動及び職員向けの人権啓発研修を行い、人権意識の向上を図る
43	松戸市パートナーシップ宣誓制度	性的少数者や事実婚の方々など、対外的に関係性を証明することが困難な方々を対象に、市が証明書やカードを発行し、その関係性を証明する。宣誓者に未成年の子がいる場合は、ファミリーシップとして子の氏名も記載できる。多様な性のあり方、多様な家族の在り方を応援する	P.43	行政経営課					制度を継続
44	パートナー講座等による、性に関する正しい理解の促進	パートナー講座により、思春期の子どもを持つ親に対して保健師が男女の性、自己肯定感について健康教育を行う	P.43	こども家庭センター母子保健担当室		グループワークを再開し、保護者が積極的に意見交換をする様子が見受けられた。3歳児健康診査にて啓発資料の配布や掲示を継続した。また、会場内にて参考図書の展示を開始した。	グループワークを再開したことで、保護者各々の悩みや思いを共有する機会を設けることができた。3歳児健康診査にて啓発資料の配布や掲示の継続、また、会場内にて参考図書の展示を開始したことで、性教育に対する保護者や児への関心を高めることができたと考え。	◎	3歳児健康診査にて啓発資料の配布や掲示、参考図書の展示を継続する。性教育に関連した情報をまつどDE子育てLINEにおいても幼児を持つ保護者に向けて配信を行う。 公立保育所へパートナー講座の周知、啓発資料の配布

【生きる支援関連施策】

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
1	市民相談事業	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施する。一般相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）を行う	P.44	広報広聴課 広聴担当室	市民相談を実施した。	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施した。 【一般民事相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）】	○	各種相談業務の継続
2	行政の情報提供に関する事務（広報等による情報発信）	広報まつどを発行し、行政に関する情報・生活情報を提供する。また、ホームページやSNSによる情報発信により、広報紙を読まない市民に対しても情報提供を行う	P.44	広報広聴課	各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っている	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信できた。	◎	各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っている
3	生活カタログ（市民便利帳）の発行	市の紹介や市役所における各種手続き方法、助成制度等の情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できる生活カタログを発行する	P.44	広報広聴課	転入者へ2023年版生活カタログの配布を行った	生活カタログを配布することで、市民に必要な情報を届けることができた	○	2～3年ごとの発行であるため、令和6年度は発行せず、2023年版の転入者への配布を行う。
4	多世代まるごと居場所づくり業務	市民の誰もが参加でき、ゆるやかなつながりを持つことにより地域の中での孤立を防止する「まつどDEつながるステーション」を創出する	P.44	地域共生課				実施を継続。
5	まつど合同企業説明会	若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する	P.44	商工振興課	令和5年度7月、令和6年1月に合同企業説明会を実施。計2回実施。	参加企業74社、参加求職者160名	◎	引き続き、若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する。
6	キャリア開発プログラム	ニート等、若年無業者の職業的自立に向けたキャリア開発 プログラム、相談、企業見学、職業体験等を実施し、就職 等進路決定に至るまで一貫して支援する	P.44	商工振興課	地域若者サポートステーションで、ハローワーク等と連携しながら、ニート等、若年無業者の職業的自立に向けたキャリア開発プログラム（ジョブトレ、相談、企業見学、職業体験等）を実施し、就職 等進路決定に至るまで一貫して支援した。	就職者数136名。	◎	引き続き、若年無業者に対して様々な就労支援の実施を継続
7	受診勧奨事業	千葉県後期高齢者医療被保険者、市民税非課税世帯、生活保護受給者に对し、申し出により健康診査・検診一部負担金を免除する	P.44	健康推進課	集団及び個別の健康診査、各種がん検診において、対象となる方の申し出により一部負担金を免除した	一部負担金の免除を必要とする方に、健康診査・各種がん検診を受診していただくことができた	◎	継続して実施する
8	メンタルヘルスチェックシステムの活用	パソコンやスマートフォンでアクセスし、現在の心の状態や、リスク要因への対処方法、相談先が分かるメンタル チェックシステム「こころの体温計」の運営を行う	P.44	健康推進課	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」やこころの健康についての周知を実施。 こころの体温計年間アクセス数：67,251件	継続した周知により計画目標としているアクセス数を達成することが出来た。	◎	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の運営及び周知を行う。 【こころの体温計年間アクセス数：60,000件以上】
9	生活習慣病予防実践事業（生活習慣病予防業務）	保健師・栄養士・歯科衛生士が生活習慣病予防、食生活、口腔保健等健康づくりに関する様々なテーマで講話や実技を行う	P.44	健康推進課	(栄養士)依頼のあった団体に対して実施。10回232人 (歯科衛生士)わんぱく歯科くらぶ参加の保護者に対し実施。1回目108回1414人、2回目50回1348人 (保健師)依頼のあった団体に対して実施。21回458人	健康教育受講者数は増加している。生活習慣病予防以外の講座依頼も増加していることから、今後も健康教育の需要が見込まれる。	○	引き続き、市民へ事業の周知を行い、健康教育を実施する。
10	家庭訪問・健康相談	健康な生活の維持・増進のため、保健師・栄養士・歯科衛生士が必要な支援を行う	P.44	健康推進課	(家庭訪問) 実13人 延33人 (面接) 実94人 延104人 (電話・メール) 実397人 延474人	家庭訪問においては複合的な課題を抱えるケースが増えていることから、他機関とも連携しながら支援を実施した。	○	引き続き、本人や家族、他機関等からの情報に基づき、家庭訪問・電話・面接・メールによる健康相談・保健指導を実施する。
11	健康増進人材育成事業	市民を対象に健康づくり活動を行う人材（健康推進員・食生活改善サポーター）を育成する	P.44	健康推進課	健康推進員：任期3年目となり、各地区で積極的に地域での健康づくり活動が実施された。 食生活改善サポーター：食生活改善サポーターによる講習会を通して、定例研修会で学んだ「バランスのよい食事」について地域で普及することができた。	健康推進員：地域の健康づくり活動を通して、地域共生の推進にもつながっている。 食生活改善サポーター：食生活改善サポーターによる講習会を通して、定例研修会で学んだ「バランスのよい食事」について地域で普及することができた。	◎	健康推進員：新規健康推進員が委嘱され、健康に関する正しい知識を学んでいただき、地域の健康づくり活動ができるよう支援していく。 食生活改善サポーター：定例研修計画に沿って活動支援を行う
12	民生委員及び児童委員活動支援	民生委員児童委員協議会の自主活動の強化のために、実践 活動の推進に必要な調査および研究、関係機関、各種社会 事業関係者との連絡調整、研修事業および民生委員活動の支援を行う	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	民生委員活動として市民からの相談支援を行っている。 毎年民生委員全体で研修会を開催することや地区ごとに月一度の定例会や、適宜研修を行うなど識見の向上に努めている。	民生委員の相談・支援活動のうち、心身の健康に影響しやすいと分野と考えられる①健康・保険医療、②子育て・母子保健、③生活費、④仕事、⑤家族関係の件数を数値化した。令和5年度の相談支援件数（9,520件）のうち、①～⑤の合計件数は1,542件で約16％を占める。地域住民同士の関係の希薄化が進んでいる昨今の社会情勢において民生委員による地域住民への相談支援は重要性を増しており、細やかな対応が自殺対策にも寄与していると考えられることから、今後も引き続き連携を図りながら対応していきたい。	◎	民生委員は、各々が課題に対し関心を持ち、講演会や研修をとおし識見の向上に努めている。 また、関係機関と連携して地域住民の福祉活動を推進し、市民の皆さんの要望を行政につなぐ「パイプ役」として活躍している。
13	松戸市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が地域市民の福祉増進をめざす民間の自主的な組織として、地域福祉推進の中核的な役割を果たしていることから、人的基盤等の支援を行う	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	社会福祉協議会は、高齢者障害者向けの相談窓口、低所得者向け貸付相談窓口、無料職業相談窓口等を設置し、様々な相談内容に対応した。 また、各地区社協では、コロナ禍においても、ウィズコロナとして、三密の回避等の感染防止対策を十分講じた上で徐々に再開に向けた動きがみられた。ふれあい会食会は13地区で実施され、地域巡回型での会食会も行われた。ふれあい・いきいきサロンは13地区35会場、子育てサロンは12地区20会場にて実施された。結婚50年祝賀事業やふれあい広場等のイベントも一部の地区で感染防止に配慮しながら開催された。また松戸市地域福祉計画に基づき、松戸市地域福祉活動計画を策定している。	社会福祉協議会は、高齢者・障害者向けの相談窓口や、低所得者向け貸付相談窓口、無料相談窓口を設置し、様々な相談を日々実施している。 また、コナ禍の中においても、それぞれ工夫しながら市内地域福祉の様々な事業を展開し、松戸市福祉の向上にご尽力いただいている、引き続き連携を図りながら対応していきたいと考える。	◎	実施を継続

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
14	保護司会援護業務	松戸市内における保護司が行う保護観察の徹底と、犯罪予防活動の強化を図るため、更生保護事業の推進を支援する	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	保護司は、犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察を行っている。 また、「社会を明るくする運動」の一環として市内中学校生徒指導主任との懇談会や、中学生を対象とした作文コンテスト、また、7月の強調月間の「講演会とコンサート」を開催して、犯罪のない地域社会づくりに向けた啓発活動を展開した。	犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察を保護司に行っていた。社会の中で必要な支援が受けられず、再び犯罪や非行を重ねる人たちが一人でも少なくなるよう、地域社会が立ち直り支援に協力できるようご尽力いただいており、引き続き連携を図りながら対応していきたいと考える。	◎	実施を継続
15	低所得者支援事業	不測の事態により低所得となり緊急に援護を必要とする者に対し、援護金を交付し、その世帯の自立更生を図る	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	社会福祉協議会に委託し、不測の事態により緊急に援護を必要とした世帯の自立更生を図るため法外援護金を交付している。	生活に困窮し、緊急に金銭援助を望む方々に対応ができていると考える。	◎	実施を継続
16	高齢者医療費助成事業	後期高齢者医療に要する入院・外来・調剤費に係る費用の一部を支給する（所得制限あり）	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	対象者に対して入院、外来及び薬剤費の一部を支給した。令和5年度は支給額2,563,753円、延人数236人であった。	費用の一部支給により対象者の健康保持と生活の安定を図ることができた。	◎	実施を継続
17	シニア交流センター管理運営事業	高齢者が生きがいを感じ、健やかな生活を営むことを支援するため、就労支援、学習の場等、高齢者の交流の推進を図る。	P.44	高齢者支援課	交流サロン利用者数564人、おやこDE広場利用者数3,466人、シニア交流センターまつり参加者約300人	交流サロンの利用等、コロナウイルス感染症以前に戻りつつあり、交流の場を提供できた。また、シニア交流センター祭りでは多くの来場者を集め、多世代を含めた交流の機会を図ることができた。	◎	高齢者の交流サロンの開催や、子育て世代にも交流の機会を提供する。また、交流促進を図るため、効果的なイベント、情報発信等の方法を検討していく。
18	シルバー人材センター関係事業	高齢者に対して働く機会を提供し、高齢者の経験や活力を活かした社会づくりに寄与している民間の自主的な組織として、生きがいつくりの充実、社会参加の促進を図る役割を果たしていることから、人的基盤等の支援を行う	P.44	高齢者支援課	入会説明会を30回実施（うち出張説明会を10回実施）普及啓発活動として、「秋のシニア交流センターまつり2023」への参加及び「みんなの春まつり」を開催した。会員数2,044人、就業実人数1,661人、就業率81.3%（前年度比+1.8%）、受注件数8,473件（前年度比+2.4%）	会員数はほぼ現状維持となっているが、その他の実績は昨年度より増加している。	◎	引き続き加入促進に向け人的基盤等を支援する。
19	高齢者日常生活支援事業 （ながいき手帳作成・配布）	高齢者福祉施策等の情報を提供することにより、高齢者福祉への関心と理解を深め、各種サービスの活用を図る	P.44	高齢者支援課	内容を令和5年度版に修正の上、年度当初の配架部数を拡大（令和4年度：2,804部→令和5年度：3,277部）して配布した。	高齢者福祉施策等の最新の情報を提供することにより、高齢者の各種サービスの活用を図ることができた。	◎	令和6年度の内容に更新し、引き続き高齢者福祉施策等の最新の情報を提供することに努める。
20	老人クラブ育成指導事業	高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を展開するシニアクラブ（老人クラブ）に対し、運営費の一部を助成することで、クラブ活動の普及と健全な運営を図る	P.44	高齢者支援課	地域活動の担い手である、シニアクラブ（老人クラブ）は、令和5年度クラブ数が175クラブ、会員数が6313人（年度途中追加を含む）。費用助成を行うとともに、活動運営の支援を行った。	コロナが5類に移行したことに伴い、コロナ以前の活動規模に戻りつつある。クラブ数減少についてははつらつクラブ連合会と協議を行っている。	○	現在のクラブ数・会員数を減らさないイベントの充実等を図り、かつクラブ数・会員数を増やすための啓発活動をはつらつクラブ連合会とともに続けていく。
21	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発のため、普及啓発用パンフレットを配布する。認知症予防教室、介護予防教室（体操教室）を地域包括支援センターに委託する	P.44	高齢者支援課	認知症予防教室：58回、889名参加。 医師や専門職などを講師に招いて専門的な知識を紹介することで、効果的に認知症予防に取り組めるよう市内各地域包括支援センターにて教室を実施した。また参加者へのモニタリングを行い、認知機能低下の程度によりその後の支援に繋げている。 介護予防教室：464回、10,849名参加。 各地域包括支援センターにて地域特性を踏まえた内容を工夫し、地域とのつながりを促す継続的な取り組みを推進した。また普及啓発用のパンフレットの配布を行い啓発に努めた。	教室の参加から顔の見える関係の構築や、参加後に当課で実施している認知症予防プロジェクトに繋ぐなど、参加者が認知症予防や介護予防につながるセルフケアを継続できるよう内容や開催方法を検討しながら実施することができた。	◎	認知症予防教室：セルフケアや地域とのつながりをもった活動の開始やそれらを継続するきっかけとなるような教室展開を継続する。また教室参加の効果を確認するため、参加者へモニタリングを継続する。 介護予防教室：より多くの市民が参加できるよう、地域特性に合わせた運営を継続し、セルフケアや地域とのつながりを持った活動を促すとともに、効果的な介護予防の取り組みを推進していく。
22	高齢者支援連絡会業務	地域包括支援センターに委託し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう支援し、生活上の課題を早めに発見することを目的に、市内9地区で高齢者支援連絡会を行う	P.44	地域包括ケア推進課	地域の高齢者を支援する町会・自治会・民生委員等が参画する高齢者支援連絡会議を234回実施した。	高齢者支援連絡会を通して、地域住民のネットワークの強化、見守り活動等行うことができた。	◎	地域の高齢者を支援する町会・自治会・民生委員等が参画し、地域住民のネットワークの強化、見守り活動等を引き続き実施していく。
23	事業対象者の特定	基本チェックリストに該当した方に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境に応じて必要なサービスが提供されるよう必要な支援を行う	P.44	高齢者支援課	令和5年度末での事業対象者数は505人。サービス利用に関しては、必要なサービスが提供されるようにチェックリストの他、松戸市版アセスメントシートを活用し、より詳細に心身の状態や環境、本人が目標としている生活を確認しながら、必要なサービス利用に繋げている。	介護予防および日常生活支援を目的として、本人に必要なサービス利用に繋げたことで、利用者の状態の維持・改善を行う事ができた。また、地域資源を積極的に活用し、高齢者の社会参加を推進することで、高齢者の介護予防に資することができた。	◎	今後も実施を継続し、適切なサービス利用による介護予防を図るとともに、総合事業に関する周知を行い、必要な方に積極的なサービス利用を促していく。
24	地域包括支援センター事業（地域包括支援センターの委託）	身近なところで包括的・継続的に保健・福祉サービスが受けられるよう、日常生活圏域ごとに（市内15か所）地域包括支援センターを設置し、事業を委託する	P.44	地域包括ケア推進課	市内の各日常生活圏域（15か所）に地域包括支援センター事業を法人委託し、設置をしている。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を生かし、チームで協議しながら高齢者の支援を行っている。 包括的な相談支援体制の整備のため、研修会の開催や他分野含めた地域の支援者とのネットワークの強化を行った。	各日常生活圏域に設置した地域包括支援センターにおいて、地域の特色や強みを生かしながら、総合的な相談を受けられる体制を整備することができた。	◎	各日常生活圏域に設置した地域包括支援センターにおいて、地域の特色や強みを生かしながら、総合的な相談を受けられる体制を整備していく。
25	高齢者成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な認知症高齢者等について、利用者本人に親族がない等の事情で必要と認めた場合に、成年後見制度利用の申立てを市長が行う。また必要な場合申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成する	P.44	地域包括ケア推進課	令和5年度は43件の市長申立を行った。また、本人・親族申立費用に対する助成は23件、報酬助成は138件行った。	他市と比べて、対象者や対象項目を広く設定しており、手厚く支援することができた。	◎	必要な方が制度利用できるように、引き続き市長申立や助成制度を継続していく。
26	介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが要支援者、事業対象者に対するアセスメントを行い、目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取組んでいけるよう支援する	P.45	地域包括ケア推進課	令和6年度より介護報酬改定が行われるため、国の通知を注視し【介護予防・日常生活総合事業に伴う介護予防ケアマネジメント実務マニュアル】の変更に向けた対応を行った。また、介護報酬改定に伴いケアマネジメントの在り方やその実施方法について変更があった際は、国の通知に基づき地域包括支援センターに助言を行った。	介護報酬改定に伴い新設される【感染症の予防及びまん延の防止のための指針】【業務継続計画】【虐待の防止のための指針】など地域包括支援センターとして取り扱う必要があるものについて当課と地域包括支援センターとで連携し作成した。	◎	介護報酬改定に伴い、今後国の通知が順次公表される予定である。それに基づき適切なケアマネジメントが実施できる様他市町村の動向踏まえ対応する。
27	中国残留邦人生活支援事業	中国残留邦人等とその配偶者の方で、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない方を対象に、支援給付を行う。また、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う	P.45	生活支援課	支援給付を毎月1日に行っている。 通訳派遣や日常生活の相談を週2回行っている。	対象者に対して適切な支援給付をすることができた。	◎	実施を継続。

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
28	障害福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の進捗管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う	P.45	障害福祉課	松戸市障害者計画推進協議会 開催	3回開催	○	継続実施
29	松戸市地域自立支援協議会の開催	障害者総合支援法に定められている「松戸市地域自立支援協議会」を設置し、地域における障害福祉に関する関係者の連携や支援体制を協議する	P.45	障害福祉課	相談支援部会。就労支援部会、こども部会 の開催	各部会 12回開催	○	継続実施
30	障害者居宅生活支援事業（障害者相談等業務）	障害者が在宅で安定して生活するため、様々な悩み事の相談を受け付け生活支援を行う	P.45	障害福祉課	身体障害者相談員、知的障害者相談員で各障害者の更生援護の相談及び指導を実施	身体障害者相談員12人、知的障害者相談員5人で各障害者の更生援護の相談及び指導を実施	○	継続実施
31	障害者手当等給付事業	日常生活が困難な特定の障害者に対し、手当の支給を行う	P.45	障害福祉課	申請をいただき、随時支給 ・難病者援護金 入院 延391人 通院 延23,977人 ・特別障害者手当等 延8,535人 ・ねたきり身体障害者福祉手当 延60人 ・心身障害児福祉手当 延6,889人 ・特別児童扶養手当 実施 ・心身障害者扶養年金 4人（新規受給者）	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
32	計画相談支援等給付事業	障害児・者のサービス等利用計画を作成した際の費用の扶助や、特定入所費用の補足給付により負担軽減を図る	P.45	障害福祉課	申請をいただき、随時支給 ・利用計画作成件数（児・者）3,200件 ・高額障害福祉サービス給付費 延18人 ・高額障害児通所給付費 延36人	計画相談員によるプラン作成件数については、年々増加している。	◎	継続実施
33	障害者自立支援医療費支給認定業務	精神障害の治療または腎臓、心臓、免疫、肢体、そしやく等の手術や治療にかかる医療費の負担軽減等の支給を行う	P.45	障害福祉課	申請をいただき、随時支給 自立支援医療 ・精神通院医療 8,840人 ・更生医療 514人 ・育成医療 22人	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
34	重層的支援体制整備事業における相談支援事業	相談支援事業を実施し障害者の自立支援を促進する。障害者等からの相談に応じ、情報提供、助言、サービスの利用支援等必要な支援を行う。障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う	P.45	障害福祉課	相談窓口として、中央・小金・常盤平基幹相談支援センター及び社会福祉法人桐友学園に委託。 ・中央基幹相談支援センター 6,698件 ・小金基幹相談支援センター 5,352件 ・常盤平基幹相談支援センター 11,202件 ・社会福祉法人桐友学園 249 件	身近な相談の場として、市民の様々な相談を受けることができた。	◎	継続実施
35	障害者手帳の交付	身体・療育・精神の手帳を交付する	P.45	障害福祉課	申請をいただき、随時支給 手帳所持者数 ・身体障害者手帳 12,449人 ・療育手帳 3,621人 ・精神保健福祉手帳 5,693人	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
36	福祉のしおり・社会資源マップ・ガイドブック等の作成	障害者とその家族に対し、各種福祉制度の概要や手続き方法等を紹介する福祉のしおり等を作成・配布する	P.45	障害福祉課	窓口で障害者手帳を交付する際、障害福祉のしおり等を用いて案内を実施。また、郵送による交付の場合、障害福祉のしおり等も併せて送付。	身近な相談の場として、市民の様々な相談を受け適切にご案内を行った。	◎	継続実施
37	障害児支援関係事業	支援が必要な子どもが切れ目なく支援を受けられるようにすること及び医療的ケア児等が在宅で安心して生活できるようにライフサポートファイルを活用した支援システムの構築を行う	P.45	障害福祉課	・医療的ケア児連携推進会議 2回開催	・松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議を開催し、医療的ケア児の支援方法等について話し合った。 ・ライフサポートファイルについては、こども部会で、周知方法を検討し、活用方法のデータ作成をおこなった。	◎	継続実施
38	地域子育て支援拠点業務「おやこDE広場、子育て支援センター、ほっとる一む」	乳幼児とその親が気軽に集い交流を図る場や、育児相談等を行える場を設置し、子育てへのストレス等の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備と地域の子育て支援機能の充実を図る	P.45	子ども未来応援課	事業を継続	気軽に集い交流を図る場や、育児相談等を行える場を設置し、子育てへのストレス等の負担感の緩和を図ることができた。	◎	事業を継続
39	一時預かり業務「ほっとる一む」	理由を問わず乳幼児を一時的に預かる事業を実施することにより、子育て中の保護者の子育て支援をするとともにその負担を軽減する	P.45	子ども未来応援課	事業を継続	乳幼児を一時的に預かる事業を実施し、子育て中の保護者の子育て支援をするとともにその負担を軽減することができた。	◎	事業を継続
40	子育てコーディネーター業務	地域子育て支援事業に従事しているスタッフを「子育てコーディネーター」と認定し、地域における多様な子育て支援サービスの連絡調整をすることで、子育ての孤立や不安感を解消する	P.45	子ども未来応援課	事業を継続	子育てコーディネーターを認定し、地域における多様な子育て支援サービスの連絡調整をすることで、子育ての孤立や不安感を解消することができた。	◎	事業を継続
41	ファミリーサポートセンター業務	地域の中で育児の援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)が会員となり、相互に育児の援助活動を行う	P.45	子ども未来応援課	利用件数：4,859件	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うことができた。	◎	事業を継続
42	ひとり親家庭就労促進業務	ひとり親家庭の親が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成することにより、就労を促進し経済的自立を図る	P.45	子ども未来応援課	2名支給	ひとり親家庭の親に、就労や増収につながる資格習得のための講習を受ける経費を助成することができた。	◎	実施を継続
43	母子家庭等高等訓練促進業務	ひとり親が就労に結びつき易い資格取得のため、養成機関で修業する場合に訓練促進費を支給する	P.45	子ども未来応援課	10名支給	前年度に引き続き、支給該当者に対し給付金の支給を行った。	◎	実施を継続

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
44	ひとり親家庭学習支援業務	ひとり親家庭の親の学びなおしを支援することで、正規雇用を中心としたより良い条件での就労につなげる。また、児童に学習支援を行うことで基礎学力の向上を図り、地域での生活を総合的に支援する	P.45	子ども未来応援課	市内6か所会場開設	前年度に引き続き、対象児童らに学習の機会や居場所の提供を行った。	◎	実施を継続
45	ひとり親家庭相談支援業務	母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立に必要な情報提供・相談指導等の支援を行う	P.45	子ども未来応援課	相談件数 11,012件	ひとり親家庭の家庭に必要な情報提供・相談指導等の適切な支援を行うことができた。	◎	実施を継続
46	母子生活支援施設入所委託業務	母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある女子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分にできない場合に入所させその生活を支援する	P.45	子ども未来応援課	3世帯9名入所（R6年3月31日時点）	ひとり親家庭それぞれの事情を鑑み、母子支援施設入所及び自立支援のための支援を行った。	◎	実施を継続
47	高等学校修学資金関係事業	経済的理由で入学困難な生徒の保護者に対し、入学時に必要な入学金等の貸し付けを可能にし、有用な人材の育成を図る	P.45	子ども未来応援課	貸付件数 12件	前年度に引き続き、対象家庭への貸付を行った。	◎	担当課について移管済。実施を継続。
48	遺児手当給付事業	父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者に手当を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与、児童の健全な育成を図る	P.45	子ども未来応援課 児童給付担当室	年3回支給（8月・12月・4月）	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	◎	実施を継続
49	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもを扶養している家庭に対し手当を支給する	P.45	子ども未来応援課 児童給付担当室	年6回支給（5月・7月・9月・11月・1月・3月）	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	◎	実施を継続
50	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の親及び児童に対し、医療費・調剤費の自己負担金の一部又は全部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る	P.45	子ども未来応援課 児童給付担当室	助成対象者に医療受給券を発行し、保険診療分の自己負担医療費（一部負担額を除く。）を助成。 ※一部負担額については、以下のとおり 市民税所得割課税世帯：通院1回・入院1日あたり300円（対象児童は200円）調剤は無料 ※市民税所得割非課税世帯は全て無料）	申請者に対して適正に医療費を助成することができた。	◎	実施を継続
51	「GET YOUR DREAM」事業	市内中学校にて、地域の様々な職業や大人の価値観に触れる「GET YOUR DREAM事業」を実施する	P.45	子ども居場所課	市内6校の中学校にて実施	実施校の増加はなかったが、希望校の調査を行い、地域に偏りが出ないよう実施校の選定を行った	△	実施校に偏りが出ないよう希望校の調査及び選定を行う
52	児童短期入所等委託事業	保護者が疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転動・出張、仕事等の社会的事由により養育ができない家庭の児童を対象とし、ショートステイ、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を施設へ委託する	P.45	こども家庭センター	市内2施設等において、ショートステイ、日帰り養護、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を実施	様々な理由により面倒を見ることができない子どもを預かり、親の養育を支援することができた。	◎	市内2施設等において、ショートステイ、日帰り養護、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を実施
53	入院助産措置委託業務	保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる場合、その妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる	P.45	こども家庭センター	令和5年度末時点での申請件数：11件	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ、助産を受けさせることができた。	◎	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対して助産施設の入所費用を助成する。
54	市民健康相談事業	各種届出により健康状態を把握し、また市民の身近な健康相談の場として適切な保健指導を行うことにより、市民の健康維持・増進に役立てる。本庁及び各支所9か所に設置されている	P.45	こども家庭センター 母子保健担当室	平日（日中）9か所で実施（例年同様） 届出関係9,030件、母子の相談4,405件、成人の相談6,074件	身近な健康相談の場として、市民の様々な相談を受けることができた。	◎	令和5年度と同様、実施。
55	家庭訪問事業 妊婦訪問指導	家庭訪問により、問診・妊婦の健康状態の観察・把握・指導・相談等を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	3保健福祉センターで保健師・助産師が妊婦訪問を実施。 妊婦訪問実数：301人	妊婦に対する訪問数が前年度227人から増加。妊娠期からの支援をより多くの人に実施することができた。	◎	引き続き必要な人に対して妊娠期からの支援を継続する。
56	母子健康手帳交付業務	各市民健康相談室で妊娠届出のあった者に保健師が直接面接し、母子健康手帳の交付、必要に応じた健康支援を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	平日（日中）9か所で実施（例年同様）妊娠届出数:3,128人(妊娠届出数は、妊娠届受理数のため、母子健康手帳発行数とは一致しない)	母子健康手帳交付時には、必要に応じて相談を受けた。妊婦においては、個別支援基準に該当した者（おもに精神疾患既往等）に対し、今後の育児上の支援課題等を把握し、継続支援に繋ぐことができた。	◎	令和5年度と同様、実施。
57	ママパパ学級開催事業	初妊婦とパートナーを対象に保健福祉センターとおよこDE広場等で妊娠中の生活や育児についての講話、実技、交流を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	3保健福祉センターにて計109回実施。妊娠届出で把握した初妊婦数に対する、受講した妊婦（実数）の割合は56.4%で昨年度よりやや減少した。新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたため、10月から2日目に参加者同士の交流会を再開し、11月から3日目をおよこDE広場や子育て支援センターで再開した。	初妊婦とパートナーが、家族の健康や、産後の育児や家族の生活を想像し、産後うつや健康相談、育児相談先を知る機会となった。2日目において参加者同士の交流を再開し、悩みや困り事を共有する時間ができた。また、3日目を広場で開始したことで先輩ママ、パパ、赤ちゃんと交流することができた。	◎	① 2日目について、参加者同士の交流の内容や時間の検討。 ② 3日目について、市内のおよこDE広場等運営スタッフとの情報共有や連携をする。
58	産後ケア業務	心身の安定と育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的に作成する支援計画に基づき、育児の助言指導を実施。宿泊型・日帰り型は病院、訪問型は助産師会助産師が家庭訪問で実施する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	利用人数は138人/年（内訳：宿泊型119人、日帰り型2人、訪問型17人）であり、年々増加している。	利用人数は年々増加しており、市民のニーズに迅速に対応できるよう、委託先事業所の新規契約（令和6年度に向けて1件追加）及び連絡調整を密に図った。市民の利便性向上のため、オンライン申請システムも導入した。	◎	利用人数の増加や市民のニーズに対応するため、令和6年度より訪問型については対象者を1年まで延長、流死産を経験された方も対象に追加した。今後も、有効なケアが提供されるよう、市民のニーズや国の動向も注視するとともに、委託先事業所とも連携を図っていく。
59	乳児健康診査業務	委託医療機関にて3か月児・7か月児・9か月児の健康診査を実施する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	委託医療機関で実施（例年同様） 受診率：3～4か月児健康診査 96.0% 6～7か月児健康診査 93.0% 9～10か月児健康診査 91.7%	医師に診てもらうことで、健康状態や養育状況の確認ができ、育児不安の軽減や、養育状況の問題を把握し、改善する場になった。	◎	個別医療機関にて実施を継続
60	1歳6か月児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により健康診査を実施し、育児や健康に関する相談を受付ける。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	一般健康診査を委託医療機関にて個別健康診査で実施し、歯科健康診査、問診、相談を3保健福祉センターにて計65回集団健康診査で実施。 受診率：個別健康診査96.5% 集団健康診査96.6%	多数の養育者に助言・情報提供することで子育て支援の充実を図ることができた。	◎	令和6年度より、一般健康診査、歯科健康診査、計測、問診、相談を3保健福祉センターにて計72回集団健康診査で実施。受診率97%を目標とする。

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
61	3歳児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により一般健康診査、歯科健康診査、尿検査を同時に実施する。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	3保健福祉センターにて計75回実施 3歳児健康診査受診率：96%	多数の養育者に助言・情報提供することで子育て支援の充実を図ることができた。	◎	集団検診実施回数：62回 3歳児健康診査受診率97%を目標とする。
62	発達相談	発達の気になる子やその対応に苦慮している親等に対して、心理士協力のもと、支援の方向性を相談。必要に応じて療育機関等につなぐ	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	3保健福祉センターにて毎月4～10回実施。計255回実施。	発達の気になる子やその対応に苦慮している保護者に対して助言・情報提供し、必要時療育機関等につなぐことができた。	◎	保護者がタイムリーに相談できる機会を確保する。
63	母子保健指導業務育児相談「赤ちゃん教室」	乳児と保護者を対象に、おやこＤＥ広場等で健康教育やグループワーク、個別相談を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	19会場で計46回実施。337人の保護者が参加。	新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施することができ、2類感染症から5類感染症への移行に伴い9月よりグループワークも再開することができた。参加者に対しては乳児期に必要な子育てや健康に関する情報を提供し、希望者へ個別相談を実施することができた。	◎	各会場定員5～15組程度、19会場で計48回実施
64	母子保健歯科指導事業「わんぱく歯科くらぶ」	2歳～3歳5か月児と保護者を対象にした教室。子どもにはブラッシング指導、日常生活についての個別相談、フッ化物塗布、歯科健診等を行い、保護者には歯周病の重症化予防として口腔ケアの指導を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	3保健福祉センターで計158回実施。 計2,762人が参加した。	仕上げみがきの負担軽減になるなど子育て支援につながった。	◎	3保健福祉センターで計158回実施。
65	養育支援訪問業務	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。松戸市社会福祉協議会へ委託している	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	月に1回定例会議を実施（全12回） 支援が必要な家庭への支援を委託で実施（32世帯・延べ663回）	支援が必要な養育困難な家庭に対し、関係機関と連携しながら、支援を実施できた。養育者の育児状況の改善や育児不安の軽減等に繋がった。	◎	令和5年度と同様に実施。
66	健康増進啓発事業（歯科予防業務）	保育所、幼稚園児を対象にフッ化物洗口を実施する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	62施設の4～5歳児2,842人がフッ化物洗口を実施。	前年度より実施施設が5施設増加した。全ての実施施設へ支援を行い継続することができた。	◎	67施設でのフッ化物洗口実施を目指す。
67	人権リーフレットを作成	市内全小学校5年生に配付し、児童に人権の大切さについて指導する	P.46	学習指導課	人権リーフレットを年1回配布。人権問題等を含む話し合い活動等で、有効に活用するよう学校に指導した。	リーフレット配布後のアンケート調査により、「子どもの人権は充実していると思うか」、「児童の人権についての関心は得られたか」、「子どもの人権を作成・配付したほうがよいと思うか」の項目について、「思う」「どちらかといえば思う」の肯定的な回答を95%得ることができた。	◎	人権意識を高めるため、リーフレットを年1回、5年生に配布予定。
68	進路指導業務「進路適正検査」	コンピュータ診断資料を活用し、自己理解や進路についての意識付けを行い、進路学習を進める。生徒個人票に保護者向けのアドバイスを加え、連携を密にする	P.46	学習指導課	年1回実施。進路・職業に対する生徒の興味、適性を調査する検査である。保護者との連携にも有効である。	進路指導・キャリア教育の充実のために全ての学校で実施している。	○	進路指導・キャリア教育の充実のため、年度中、中学校で1回実施。
69	生徒指導業務「中学校生徒指導連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と関係機関が情報共有を行い対応を検討する	P.46	児童生徒課	年5回実施	学校の生徒指導体制の再確認、問題行動生徒の状況などを十分に把握できた。	○	年5回実施
70	生徒指導業務「学校警察連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と警察が情報共有を行い対応を検討する	P.46	児童生徒課	年3回実施	各学区における問題を共有し、課題解決に向けて話し合うことができた。	○	年3回実施
71	生徒指導業務「個別支援会議の開催・調整」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のため、学校だけでは問題解決が難しい案件に関して、関係機関と協力して問題に対応する	P.46	児童生徒課	学校の要請に応じて参加	各学校における個別の事案についての協議に参加し、情報共有や助言等を行うことができた。	○	学校の要請に応じて参加。学校や保護者からの要請に応じて、いじめ事案支援チームを派遣。
72	校長会・教頭会・生徒指導主任研修会	校長会や生徒指導主任研修会を開催し、いじめの積極的認知を指導する	P.46	児童生徒課	生徒指導主任研修会にて年1回実施	いじめ事案が発生した際の学校の対応、学校いじめ防止基本方針についての内容を確認することができた。生徒指導主任研修会では、自殺対策の研修をおこなった。	○	生徒指導主任研修会にて年1回実施
73	『ストップ・ザ・いじめ』～子どもの心を耕す標語大作戦～	いじめ根絶のために、「標語」づくりを通して児童生徒一人一人の心を耕していくことを目的に全小中学校で実施。各学校で選ばれた、いじめ防止に関する標語を教育委員会主催の行事や配付物に活用する	P.46	児童生徒課	年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用	標語作成を通じて、児童生徒のいじめ防止に対する意識の高揚が図れた。	○	年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用
74	児童生徒活動支援業務「学級診断尺度（Q-U）調査」	子どもたちの学級生活の満足度と意欲、学級集団の状態を、質問項目への回答から測定する心理検査を行う。各学校が心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業の改善に活用している	P.46	児童生徒課	年2回実施	松戸市立小中学校がWEBQU調査結果を基に、友人関係や学校生活に悩みを抱えている児童生徒の早期発見、早期対応に繋がった。	◎	年2回実施
75	不登校支援研修会・教育相談研修会	効果的な不登校支援、教育相談について研修し、教員の実践力を養う	P.46	児童生徒課	年3回実施	5月是不登校担当者を対象とした研修及び月例報告の事務的手続きについて研修を行い、夏季休業中は不登校及び教育相談に関する心理相談に関する研修。3学期は、中学校区をごとに、松戸市の長欠児童生徒（不登校も含む）の状況や未然防止の観点から、小学6年生の不登校児童に対しての引継をSCを交えて行った。	○	不登校支援研修会は年3回実施。
76	教育相談・心理相談	松戸市在住の小中学生、保護者、教員を対象とし、心理相談員が面談を実施する	P.46	児童生徒課	相談業務を実施した。	小中学校の児童生徒・保護者を対象に教育相談（不登校相談）を実施することができた。	○	本庁・古ヶ崎分室・常盤平分室にて年間を通して実施。
77	松戸市教育支援センター「ふれあい学級」運営	松戸市在住の小4～6年生、中学生を対象に、不登校を主訴として教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、社会的自立を目指した支援を行う	P.46	児童生徒課	適切に1年間運営した。	小学4年生～中学3年生を対象に社会的自立を目指すための相談や学習支援、行事、進路相談、教育支援等を行うことができた。	○	年間を通し、不登校児童生徒が通う教室として運営。

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和5年度 実施状況	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和6年度 実施計画
78	松戸市教育支援センター「ほっとステーション」運営	松戸市在住の小中学生を対象に、不登校を主訴として教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、社会的自立を目指した支援を行う。 家から出れない児童生徒に対し訪問相談を実施している	P.46	児童生徒課	適切に1年間運営した。	小学1年生～中学3年生を対象に不登校児童生徒の居場所とした活動を中心に運営することができた。また、アウトリーチ型の支援、訪問相談も行うことができた。	○	年間を通し、不登校児童生徒が通う居場所として運営。 アウトリーチ型の訪問相談も実施。
79	長期欠席児童生徒月例報告	長期欠席(30日以上)の児童生徒の統計を行い、市内の傾向を把握し、対策を講じる	P.46	児童生徒課	月例報告の入力シートを全面的に変更した。入力方法の徹底には至らなかったが、より機能的な分析が可能となった。毎月市内各学校より報告を受け、累計・状況を把握し、学校や関係部署との連携を強化した。	毎月市内各学校より報告を受け、累計・状況を把握し、分析を行った。状況を把握することで、不登校支援の周知の大切さや不登校の未然防止・早期発見・早期対応について対策ができた。	○	各月、市内小中学校より報告を受け、集計、状況を把握し、長欠不登校児童生徒に対し、早期発見・早期対応、未然防止及びいづれにもつながりのない児童生徒について不登校支援への周知に努め、対応にあたる。
80	救急隊員に対する各種研修会、救急活動事後検証の開催	人材の育成と職員の意識改革により現有消防力を効果的に運用し、強靱な組織づくりを図る	P.46	救急課	・各種研修会 年4回実施（5月・6月・12月・3月） ・事後検証 年2回（11月・3月）	各種の研修会や事後検証会等を通じて、自殺に関連する情報共有を図ることができた。	○	実施を継続
81	医療関係連携業務（救急関係機関との連絡調整に係る会議等への出席）	迅速かつ的確な救急活動を実現するため、医療機関、保健所等の各種関係機関との連携を強化し、円滑な業務の遂行を図る	P.46	救急課	松戸市病院長連絡協議会 年6回（4月、6月、8月、10月、12月・2月）	救急関係機関との連携調整に係る会議に参加し、連携の強化と円滑な業務の遂行を図ることができた。	○	実施を継続

評価項目一覧(計画書47～48ページ)

通番	施策	評価指標	担当課	目標(令和10年度)	策定時(令和4年度)	令和5年度
1	基本施策1 生きる支援につながるネットワークの強化	松戸市自殺対策推進部会に参加する関係機関・団体数	健康推進課	10	8	11
2		「松戸市いのち支える連携ガイドブック」の配付数	健康推進課	5,000	2,685	2,953
3	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修等受講者数累計	健康推進課	4,200	3,148	3,905
4		ゲートキーパー養成研修受講後アンケートで、「悩みを抱えている人に声をかけることができると思う」と回答した人の割合	健康推進課	90%以上	90.9%	96.2%
5	基本施策3 市民への啓発と周知	メンタルチェックシステム「こころの体温計」年間アクセス数	健康推進課	60,000以上	65,442	67,251
6		「生きる支援相談窓口」の相談件数	健康推進課	1,200	543	1,552
7	基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実	自殺未遂者等対応のための研修の実施	健康推進課	実施	未実施	未実施
8	基本施策5 自死遺族等への支援の充実	自死遺族支援を行う関係機関・関係団体と連携した取組	健康推進課	実施	未実施	未実施
9	基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	小中学生へのSOSの出し方に関する教育の実施	児童生徒課	継続実施	実施	実施
10		小中高生へのこころの健康に関する啓発物の配布先	健康推進課	79校 (市内小中高校)	10校 (市内私立・公立高校)	21校 (市内公立中学校・ 私立公立高校)
11	重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進	松戸市自立相談支援センターにおける新規相談受付件数	福祉政策課 地域福祉担当室	929	659	788
12	重点施策2 高齢者の自殺対策の推進	福祉まると相談窓口における相談件数	地域包括ケア推進課	4,000	3,376	2,896
13		収入のある仕事に就いている高齢者の割合(一般高齢者) ※1	高齢者支援課	27%	23%	
14	重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進	市内の企業経営者、労働者および勤務・経営問題の関係機関への周知啓発回数	健康推進課	8回以上	8回	8回
15	重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進	市内小中学校の児童生徒へのいじめ相談カードの配付	児童生徒課	継続実施	実施	実施
16		中高生の居場所の整備	子ども居場所課	7施設	5施設	5施設
17	重点施策5 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進	乳児家庭全戸訪問事業による状況把握率	こども家庭センター 母子保健担当室	100%	100%	100%
18		ゆうまつどこころの相談における相談支援	男女共同参画課	継続実施	実施	継続実施

※1:いきいき安心プランに係る市民アンケート調査結果による評価(3年に1回実施)

○基本施策

取組項目	担当課	内容
1. 生きる支援につながるネットワークの強化		
「松戸市いのち支える連携ガイドブック」の作成	健康推進課	令和3年度より「松戸市いのち支える連携ガイドブック」を作成。令和5年度は2,953部配布。今年度は増刷し、より多くの市民、関係機関等に配布予定。 ※資料8参照
・児童虐待防止ネットワーク関連機関間での連携 ・市内医療機関との連携	こども家庭センター	令和5年度はオンラインなども活用し、計画通りに会議を実施。関係機関との顔の見える関係づくりの強化につながり、個別ケースの支援の際にも、情報共有や支援、協力等の連携が図られている。
2. 自殺対策を支える人材の育成		
ゲートキーパー養成研修の実施	健康推進課	・「庁内職員・民生委員児童委員向け」グループワーク等の演習を交えて実施。参加者数：市職員91名、民生委員児童委員98名 ・「教職員向け」児童生徒課の生徒指導主任研修内で実施したほか、後日動画配信を実施。参加者数136名
3. 市民への啓発と周知		
こころの健康等に関する周知啓発	健康推進課	・9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間には、重点的に啓発、周知を実施。 ・「こころの体温計」令和5年度のアクセス数67,251件
市民向け講演会の開催		・参加者219名。今年度も令和7年1月に実施予定。

取組項目	担当課	内容
様々な相談に対応した「生きる支援相談窓口」による相談支援	健康推進課	・令和5年度相談件数：初回相談222件、継続相談1,330件、計1,552件（令和4年度より約1,000件増加）、ライフリンクからのつなぎ支援が6件 ※資料6、7参照
ゆうまつどこころの相談における相談支援	男女共同参画課	・女性相談：延390人（面接290人、電話100人）、男性相談：延35人 ・女性は生き方や家族関係、夫婦関係の相談が多く、男性は夫婦関係や人間関係についての相談が多い。
4. 自殺未遂者等への支援の充実		
「連携自治体アカウントカード」の配付	健康推進課	・「#いのちSOS千葉カード」を関係機関等に2,184枚配布 ※資料9参照
【関連事項の報告】救急課：昨年データで、救急出動件数は約32,000件。その中で350件が自殺で1.1%にあたる。うち搬送できたのは約140件。それ以外は、すでに亡くなっているもしくは、自殺をしようとしたが至っていなかったなど。		
6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育		
児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布	健康推進課	・市内公立中学校全21校及び、公立・私立高校全10校の1年生に「こころの健康や相談先に関するクリアファイル」を配布。今年度も実施予定。
スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒課	・平成29年度より、市の独自事業で導入されている。 ・スクールソーシャルワーカーは福祉の専門職で、児童生徒や保護者、先生方から困りごとや悩みを聞き、課題解決のために学校や家庭、行政や地域と連携して支援する。 ・平成29年に2名体制でスタートし、現在は市内5つの拠点に18名配置。今年3名増員した。令和5年度810名の児童生徒に対応、相談延件数は15,129件

○重点施策

取組項目	担当課	内容
1. 生活困窮者の自殺対策の推進		
松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施	福祉政策課	・相談の他、就労準備の支援、住居確保給付金の支給、家計相談などの様々な自立支援策を実施。市社会福祉協議会に委託。 ・令和5年度新規相談受付件数：788件、支援終了件数が約120件で、約半分の60件は新たに就労などを開始、それ以外は、生活保護を受給するようになって終結したというケースもある。
【関連事項の報告】生活支援課：生活保護受給者の中で自殺で亡くなる方、何回も自殺未遂を繰り返す方はいる。ケースワーカーが支援、声かけをされていて、それでもある日突然亡くなってしまっているというケースもある。		
2. 高齢者の自殺対策の推進		
・高齢者の居場所づくり ・高齢者社会参加促進事業	高齢者支援課	・社会参加による生きがいや支え合いづくりを進めている。 ・住民主体の通いの場は約90団体が活動中。 ・最近の統計では松戸市も65歳から74歳までの方の就労率が37.1%となっており、就労支援や認知症の方も活躍できる場を創出していくなど、高齢者が活躍できる地域づくりを進めている。
3. 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進		
社会保険労務士による労働相談の実施	商工振興課	・毎週月、木曜日の午後5時から8時に勤労会館で行っている。 ・内容に関しては、令和5年度は労災、雇用保険、健保、年金保険関係の相談が非常に多くなっている。 ・性別は男女半々で、年齢別では40歳から64歳が一番多い層。雇用形態に関しては正社員が約半分をしめる。

取組項目	担当課	内容
4. 子ども・若者の自殺対策の推進		
いじめ相談窓口の設置	行政経営課 いじめ相談 担当室	・これまでの教育委員会での取組に加え、市長部局にもいじめ相談窓口を設置し、市全体として相談者に寄り添った解決を目指す。 ・5月には小学校の高学年以上を対象にSNSカードを配付し、LINE相談ができるようにした。
5. 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進		
親子すこやかセンターにおける相談支援の実施	こども家庭 センター 母子保健担 当室	・児童虐待のハイリスク妊婦や子育て世帯への支援を実施。令和5年度の支援件数は妊婦が531件、子育て世帯が688件で、年々増加傾向。 ・引き続き安心、安全に妊娠、出産、子育てができるよう個々の家庭に寄り添い、抱える課題の軽減に向けて取り組みたい。
女性のためのつながりサポート業務・女性のための居場所事業「野の花カフェ」の実施	男女共同参 画課	・困難や生きづらさ、孤立感を抱える女性のための居場所を開催。参加により、孤独感の解消や、困難を抱えた方が支援につながるよう支援を実施。 ・令和5年度は野の花カフェを8回、シングルマザー交流会を3回開催し、240名が参加。
人権施策の推進	行政経営課	・人権相談、各種イベントでの活動、人権作文コンテストや人権講演会を実施するなど、年間を通じて人権感覚の醸成について普及啓発を実施。 ・市職員に対しては、各課に人権施策推進員の選任を依頼し、年3回の研修を行っている。
松戸市パートナーシップ宣誓制度		・性的少数者や事実婚の方々など、対外的に関係性を証明することが困難な方々を対象に、市が証明書やカードを発行し、その関係性を証明。 ・これまでに53組106名の方がパートナーの宣誓をした。令和5年より都市間連携も始めている。

○生きる支援関連施策

取組項目	担当課	内容
多世代まるごと居場所づくり業務	地域共生課	・誰もが参加でき、ゆるやかなつながりを持つことにより地域の中での孤立を防止する、「まつどDEつながるステーション」を創出。 ・市内15地区のうち12地区で開催中（8月より13地区） ・市の地域福祉計画に位置付けられており、地域共生社会の実現をめざし、実施している。
重層的支援体制整備事業における相談支援事業	障害福祉課	・中央、小金、常盤平の圏域ごとに基幹相談支援センターを設置。 ・こころの不調に関する相談件数は令和5年度、中央、小金、常盤平合わせて3,631件で、年々増加傾向。 ・医療機関受診の同行、障害福祉サービスの導入、定期的な面談を設けて傾聴することで不安を解消するなど、個々の特性に合わせた支援を実施している。
ママパパ学級、「赤ちゃん教室」などの母子保健、児童福祉事業	こども家庭センター 母子保健担当室	・令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症になってから、妊婦や乳児の保護者向けの教室では参加者同士の交流の場を設けて、孤独な子育てを予防するための取組を再開。 ・妊娠期から子育て期における不安の軽減、正しい知識の周知啓発、保護者の休息確保などに努め、子どもたちや保護者が健やかに生活できるよう、事業を実施している。

生きる支援相談窓口 相談実績（R5,4月～R6,3月）

※初回：当窓口初めて相談する場合に計上

※継続：当窓口で相談するのが2回目以降の場合に計上

（ただし、前回の相談日から3か月以上経過している場合は初回に計上）

（1）相談件数

	初回				継続				合計			
	電話	面接	訪問	計	電話	面接	訪問	計	電話	面接	訪問	計
4月	18	0	0	18	84	0	0	84	102	0	0	102
5月	24	0	0	24	83	0	0	83	107	0	0	107
6月	23	0	0	23	87	2	1	90	110	2	1	113
7月	22	0	0	22	80	0	0	80	102	0	0	102
8月	19	0	0	19	127	0	0	127	146	0	0	146
9月	19	0	0	19	121	1	0	122	140	1	0	141
10月	18	0	0	18	128	0	0	128	146	0	0	146
11月	13	0	0	13	124	0	0	124	137	0	0	137
12月	15	0	0	15	110	0	0	110	125	0	0	125
1月	24	0	0	24	120	1	0	121	144	1	0	145
2月	9	0	0	9	130	1	0	131	139	1	0	140
3月	18	0	0	18	130	0	0	130	148	0	0	148
計	222	0	0	222	1,324	5	1	1,330	1,546	5	1	1,552

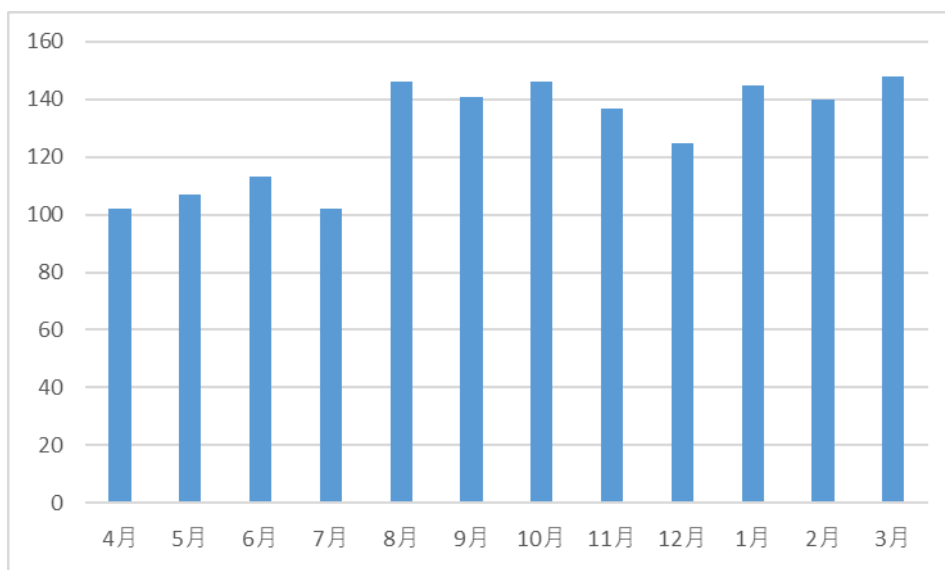
（2）相談者の性別・年代

	男性			女性			計		
	初回	継続	計	初回	継続	計	初回	継続	計
20歳以下	2	0	2	3	5	8	5	5	10
20代	12	4	16	6	71	77	18	75	93
30代	16	27	43	25	269	294	41	296	337
40代	17	27	44	23	261	284	40	288	328
50代	18	93	111	42	481	523	60	574	634
60代	12	5	17	13	67	80	25	72	97
70代	4	0	4	11	17	28	15	17	32
80歳以上	5	0	5	9	0	9	14	0	14
不明	3	3	6	1	0	1	4	3	7
計	89	159	248	133	1,171	1,304	222	1,330	1,552

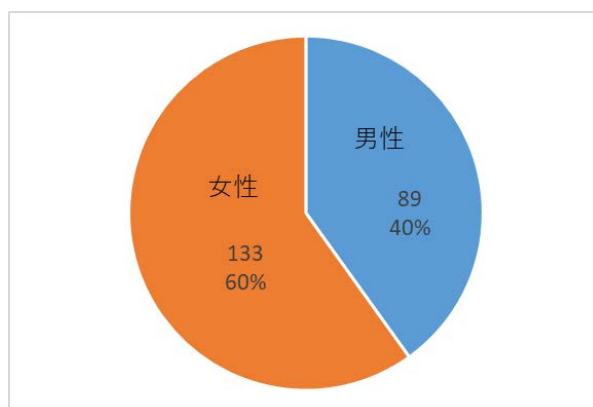
（3）相談者の累計相談回数（実人数226名）

累計相談回数（R5,4～R6,3）	
1回	168
2回	19
3回	4
4回以上	35
計	226

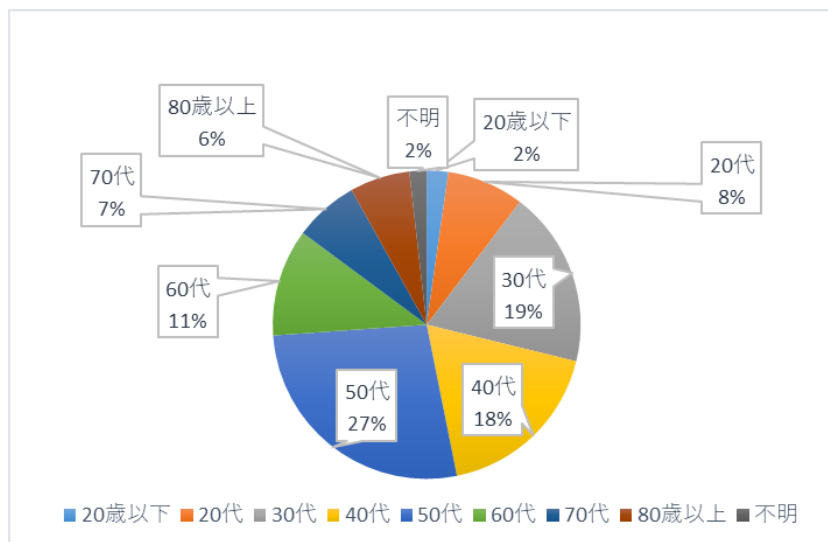
(1) 相談件数の推移



(2) 相談者の男女別割合（初回相談）



(3) 相談者の年代別割合（初回相談）



(4) 相談経路 (初回相談222名)

本人	家族	知人	関係機関	計
189	23	3	7	222

(5) 相談内容 ※初回相談222名、1人につき複数計上

		男性	女性	計
生き方・生きがい		10	9	19
孤独		4	6	10
仕事		17	17	34
経済		18	13	31
家族		19	49	68
再掲	育児	4	10	14
	介護	1	1	2
夫婦		10	18	28
教育		3	4	7
対人		15	29	44
再掲	ひきこもり	2	1	3
男女		2	1	3
身体		9	13	22
精神		50	61	111
計		164	232	396

(6) 関係機関と連携 (情報提供、報告、面談同席など) して対応したケース

	男性	女性	計	連携先
30代	1	5	6	基幹相談支援センター、障害福祉課 こども家庭センター、保健福祉センター 生活支援課、児童生徒課、課内健康相談 ライフリンク、松戸警察署
40代	2	4	6	基幹相談支援センター、就労移行支援事業所 生活支援課、自立相談支援センター 保健福祉センター、親子すこやかセンター ライフリンク
50代	3	2	5	中核地域生活支援センターまつど (ほっとねっと) 基幹相談支援センター、自立相談支援センター ライフリンク、生活支援課、ゆうまつど
60代	1	1	2	ライフリンク、高齢者いきいき安心センター 基幹相談支援センター、課内健康相談
80歳以上	1	0	1	地域包括ケア推進課
計	8	12	20	

(6) ライフリンクからのつなぎ支援

つなぎ支援とは：ライフリンクの電話・SNS相談を利用した市民で、継続的な支援の必要がある方（同意を得られた方）について、市が情報を引き継ぎ、相談者の抱える課題の解決を図れるよう、関係機関と連携して支援を行うもの。

令和5年度実績

	性別	年代	相談・支援内容
1	男性	60代	【主訴】 お金がなくて困っている。仕事をしたいが働けない。 【課題】 生活困窮、多重債務、家庭不和 【支援】 担当の高齢者いきいき安心センターと面談。法テラスの案内。 別居中の家族について担当の高齢者いきいき安心センター、基幹相談支援センターに情報提供。
2	男性	50代	【主訴】 手持ちのお金が全くなく食物もない。 【課題】 失業、生活困窮、発達障害、身体・精神疾患の治療中断、負債 【支援】 中央基幹相談支援センターと同行訪問、生活保護申請の支援。 基幹相談支援センターに支援依頼、医療機関受診支援。
3	女性	40代	【主訴】 希死念慮あり。話を聞いてもらいたい。 【課題】 精神障害、家族との別離、自殺未遂 【支援】 当課相談窓口で傾聴支援
4	男性	40代	【主訴】 失業中で仕事が見つからず困窮している。 【課題】 精神障害、失業、生活困窮、自殺未遂 【支援】 生活支援課に同行。基幹相談支援センターに支援依頼。
5	男性	50代	【主訴】 家出後、失業、所持金なくなり路上生活中。生活を立て直したい。 【課題】 失業、生活困窮、家族不和、精神・知的障害 【支援】 生活支援課に同行。無料低額宿泊所に入所。
6	女性	30代	【主訴】 うつで家から出られず、仕事に行けない。お金がない。 【課題】 うつ（治療中断）、生活困窮、被虐待歴あり家族と疎遠 【支援】 生活支援課に同行。ライフリンクと連携し状況確認、支援中。

あなたのきもち、 話してみませんか？

松戸市には、生きづらさを感じている方のための相談窓口があります。
相談しやすい方法で、お気軽にご相談ください。

生きる支援相談窓口

(松戸市健康推進課)

精神保健福祉士・保健師などの専門職が
お話を伺います。

☎ **047-703-9293**

- 月曜から金曜 8時30分～17時
(祝日・年末年始を除く)

NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク

毎日、電話やSNSで相談できます。

【電 話】 **#いのちSOS**

- 毎日 24時間



☎ **0120-061-338**

【SNS】 **生きづらびっと**

- 毎日 8時～22時30分
(22時まで受付)



生きるのがしんどい人のための
オンライン広場

**「かくれてしまえば
いいのです」**

(匿名・無料で24時間利用可能)



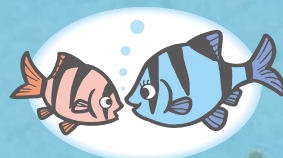
相談者を協力して支援するため、
松戸市とライフリンクは、
連携協定を締結しています。

その他の窓口のご案内

★千葉いのちの電話

仕事、家族、生き方、人間関係など さまざまな悩みをお話してください。

☎ **043-227-3900** 24時間365日受付



★よりそいホットライン

どんなひとのどんな悩みにも 専門の相談員と一緒に解決する方法を探します。

☎ **0120-279-338** 24時間365日受付

【メール・チャット相談URL】 <https://comarigoto.jp>



主な相談窓口一覧

あなたが利用できる窓口があります

令和6年8月現在

	名 称	相 談 内 容	相談方法					相談受付日時	問い合わせ・相談先
			来所	電話	FAX	メール	SNS		
心身の健康	健康相談 (松戸市健康推進課)	保健師、栄養士、歯科衛生士が、健康に関する相談や専門的な窓口のご案内をしています。	●	●	●	●		月～金曜 8時30分～17時 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-366-7481 Fax : 047-363-9766 メール : mckenkou@city.matsudo.chiba.jp
	千葉県松戸保健所 (松戸健康福祉センター)	【精神保健福祉相談】おもに精神科受診を検討している方またはご家族に対して、精神保健に関する相談をお受けします。 【酒害相談】アルコールに関するご相談をお受けします。 【思春期相談】思春期の「からだ」や「こころ」の悩みを持つご本人やご家族等の相談をお受けします。	●	●	●	●		直接保健所に問い合わせ	☎ 047-361-2138 ※保健所(健康福祉センター)職員による電話相談もお受けしています。 月～金曜 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)
	福祉まるごと相談窓口 (松戸市地域包括ケア推進課)	福祉に関する困り事の相談窓口です。専門職が相談者とともに考え、課題を整理し、必要なサービスを紹介したり、担当の課におつなぎします。	●	●				月～金曜 9時～16時30分 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-366-1100
福祉・障害	中央基幹相談支援センター CoCo	障害福祉サービスに関することなど、様々な困りごとや悩みについて、一緒に解決方法を考えます。	●	●				月～金曜 8時30分～19時 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-308-5028 Fax : 047-366-1138 メール : matsudo-kan@bz04.plala.or.jp
	小金基幹相談支援センター おんぶ	必要に応じてご自宅などにも訪問します。ひきこもりに関する相談も受け付けます。	●	●	●	●		月～金曜 8時30分～19時 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-712-2112 Fax : 047-712-2126 メール : kikan-kogane@matsusato.or.jp
	常盤平基幹相談支援センター ふれあい	様々な障害をお持ちの方、ご家族の方々や地域の援助者、ボランティアの方などから、福祉に関するあらゆる相談をお受けします。また、緊急相談については、24時間365日、いつでもお受けしています。	●	●	●	●		年中無休	☎ 047-388-6225 Fax : 047-388-6222 メール : fureai-kan@bz04.plala.or.jp
	中核地域生活支援センター まつど(ほっとねっと)	様々な障害をお持ちの方、ご家族の方々や地域の援助者、ボランティアの方などから、福祉に関するあらゆる相談をお受けします。また、緊急相談については、24時間365日、いつでもお受けしています。	●	●	●	●		年中無休	☎ 047-309-7677 (専門相談電話) Fax : 047-309-7678 メール : info-hotnet@harutaka-aozora.org
生活困窮・多重債務・労働問題	松戸市自立相談支援センター	経済的な不安を抱える方の相談をうかがい、就職・住居・家計管理・子どもの学習などの様々な困りごとに対して問題を整理し、解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。	●	●				月～金曜 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-366-0077
	松戸市消費生活センター	市民の方の商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談を受け付け、解決のための助言などを行っています。	●	●				月～金曜 8時30分～16時 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-365-6565 (相談専用)
	松戸市社会福祉協議会	【生活福祉資金貸付制度】 低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによって、自立と生活の安定を図ることを目的とする貸付制度です。 【総合支援資金貸付・緊急小口資金貸付】 失業や休業等により収入が減少された方(世帯)に対して生活費等の資金の貸付を行っています。	●	●				月～金曜 8時30分～17時 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-368-0912
	松戸市労働相談 (松戸市勤労会館内)	労働問題に関するトラブル等でお悩みの方の相談に、社会保険労務士がお答えします。 ※事前予約も可能です。	●	●				月・木曜 17時～20時 (年末年始・第3木曜を除く)	☎ 047-365-9666
	まつど地域若者 サポートステーション	働くことに悩みのある15歳～49歳までの現在、お仕事に就いていない方、週20時間未満で就業中の方とじっくり向き合い、その方に合った働き方を実現できるようサポートします。	●	●	●	●		月～土曜 9時30分～17時 (受付は16時30分まで) (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-703-8301
子ども・育児・家庭	保健福祉センター (松戸市子ども家庭センター 母子保健担当室)	保健師、栄養士、歯科衛生士が、妊娠中の生活、乳幼児の発育、発達、栄養、お口の健康に関する相談を受け付けています。	●	●	●	●		月～金曜 8時30分～17時 (祝日・年末年始を除く)	中央保健福祉センター ☎ 047-366-7489 Fax : 047-363-9766 小金保健福祉センター ☎ 047-346-5601 Fax : 047-344-3400 常盤平保健福祉センター ☎ 047-384-1333 Fax : 047-394-5223 メール【3センター共通】 : mcboshihoken@city.matsudo.chiba.jp
	女性相談・家庭児童相談・ ヤングケアラー相談 (松戸市子ども家庭センター)	【女性相談】 女性の心配事やDVに関する相談、その他相談を、女性相談支援員が受け付けています。 【家庭児童相談】 子育ての不安、虐待が疑われる事案、子どもからの相談など、18歳未満の子どもに関する相談を受け付けています。相談者の秘密は守ります。 【ヤングケアラー相談】 ヤングケアラーに関する相談を受け付けています。	●	●	●	●		月～金曜 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	【女 性】 ☎ 047-366-3955 【家庭児童】 ☎ 047-366-3941 【ヤングケアラー】 ☎ 047-701-8600 Fax : 047-366-3901 メール : mckodomosoudan@city.matsudo.chiba.jp
	千葉県 子どもと親のサポートセンター	学校生活や進路に関すること、こころや身体のこと等、子どもや保護者、教職員の相談を受けています。	●	●		●	● 小中高生 対象 LINE	来所・ワンストップ(Zoom) : 月～金曜(祝日・年末年始を除く)9時～17時 電話 : 24時間365日 SNS : 火・木・日曜 18時～22時	☎ 0120-415-446 (相談ダイヤル) ※新規の来所相談は、電話(上記フリーダイヤル)で事前に申し込んでください (受付時間 平日8:30～16:30) メール : saposoudan@chiba-c.ed.jp SNS(LINE) : 二次元コードを読み取り、友だち追加 ワンストップ・オンライン(Zoom) : 二次元コードより事前予約
自死遺族	わかちあいの会「ひだまり」	ご家族や身近な方を自死によってなくされた方のわかちあいの会の案内をしています。	●					月～金曜 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	千葉いのちの電話 事務局 ☎ 043-222-4416

松戸市いのち支える 連携ガイドブック

令和 6 年度版

気づき

見守り

傾聴

つなぎ

多くの人が自殺によって亡くなっています。
令和5年には、日本で2万1,837人の方が亡くなりました。
(厚生労働省・警察庁「令和5年中における自殺の状況」)

それにもかかわらず、わたしたちは自殺を
「自分には関係ないこと」ととらえがちではないでしょうか。

つらい状態で悩み、自ら死を選ぼうとしている人が、
あなたの身近にもいるかもしれません。

本冊子は、わたしたちが、そのサインに気づき、
様々な人、機関が連携することで、つらい状態にある方が
適切な支援につながることをめざし、作成したものです。

大切な命を守るために、できることから始めてみませんか？

目次	・気づき～見守り	1～4 ページ
	・市内医療機関（精神科・心療内科）	5 ページ
	・相談窓口情報	6～14 ページ



松戸市いのち支える連携ガイドブック ～令和 6 年度版～

令和 6 年 9 月発行

松戸市健康医療部健康推進課

〒 271-0072

松戸市竹ヶ花 74-3 中央保健福祉センター内

電話 047-366-7486

E-mail : mckenkou@city.matsudo.chiba.jp

気づき

～見逃さないで 自殺のサイン～

「自殺はその人の意思や選択によるもので、個人の問題（選択）である」と考える人が少なくありません。しかし実情は、さまざまな悩みを抱えて心理的に“追いこまれた末の死”である場合がほとんどです。必ずしも自分の意思で自殺を選び、決行するわけではないのです。

こんな様子はありませんか？

- 突然泣き出したりイライラを爆発させるなど、感情が不安定になった
- 性格が急に変わったように見える ●身なりに構わなくなった
- これまで関心のあったことに対して興味を失ったように見える
- 職場を無断欠勤したり、行方がわからなくなったりする
- 交際が減り、引きこもりがちになった
- 極端に食欲がなくなり、体重が減少したように見える
- よく眠れていないようだ ●さまざまな身体的な不調を訴えている



（出典：高橋祥友「新訂増補 自殺の危険」（金剛出版、2006）を一部改変）

こうした変化に加え、「死にたい」「もう自分はダメだ」と自殺をにわたせる言葉を口にしたときは、とくに注意しましょう。

気をつけたい自殺のサイン

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| 1. うつ病の症状がある（気分がふさぐ、やる気が出ない） | 6. 職場や家庭でサポートが得られない |
| 2. 原因不明の身体の不調が長く続いている | 7. 本人にとって価値あるものを失った |
| 3. 酒の量が増えた | 8. 重症の身体の病気にかかった |
| 4. 安全や健康が保てなくなった | 9. 自殺を口にする |
| 5. 仕事の負担が急に増えた、大きな失敗をした、職を失った | 10. 自殺未遂をした |

（出典：厚生労働省）

誰にでも起こり得る危機“自殺”

地域社会や家庭、職場のつながりの減少や希薄が進む現代社会では、一人ぼっちで悩み、「生きていても役に立たない」という役割喪失感や孤独感、絶望感などにかられるなど、危機的な状態に陥ることは決して特別なことではありません。自殺問題は、まず一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ、考えることが大切です。

●自殺の原因・動機

社会的な問題による悩み

暮らしの悩み

こころの悩み

うつ病
アルコール依存症
統合失調症

多重債務
生活苦
家庭不和
身体

の病気
差別

経営不振

失業

過労

介護・看病疲れ

子育ての悩み

DV

学業不振

いじめ

原因はひとつではありません

◆ある悩みが別の問題に派生するなど複雑にからみあっています。

自殺

傾聴

～まずは、じっくり話を聴いてください～

悩みが複雑になると、本人の力だけでは解決できないことがあります。「傾聴」とは、本人の気持ちを尊重し、言いたいことや悩みにじっくり耳を傾ける姿勢をいいます。急いで助言する必要はなく、相手のつらい気持ちを受け止めて、「けっして一人ではない」とわかってもらうことが大切です。



●受容

本人の気持ちや言葉を尊重し、否定せずにそのまま受け止めましょう。善悪の評価や助言は必要ありません。

●共感

相手の立場や気持ちに寄り添いましょう。

●ひたすら本人の訴えや気持ちに耳を傾ける

聞き役に徹することが大原則です。話をそらす、訴えや気持ちを否定する、安易に励ます、社会的な価値観・倫理観を押し付けるといったことは控えます。

相手が黙り込んだ場合も、じっくり待ちましょう。

話を聞いたら、「大変でしたね」「よくやってこられましたね」とねぎらいの気持ちを言葉にして伝えましょう。



危険サインは“こころの不調”

◆うつ病

自殺を図った人の直前のこころの健康状態をみると、大多数が悩みやストレスをきっかけに、右のような精神疾患を発症し、その影響で判断力や生きる意欲を失っていたことがわかりました。普段から不眠や食欲不振、気分の落ち込みなど、こころの不調を見逃さないことが大切です。

◆統合失調症

幻聴や妄想、頭の中が混乱して考えがまとまらなくなる思考障害、興奮、意欲の低下や閉じこもりなどがみられます。発病を自覚できず、本人より家族や友人が異変に気づくケースが多くみられます。

◆アルコール依存症

「これではいけない」とわかっていても、なかなか飲酒習慣が断ち切れず、セルフコントロールがきかなくなり身体、精神、対人関係に問題が出てくる病気です。背後に大きな悩みを抱えていたり、不眠やうつ病を合併していたりすることも少なくありません。

有効な治療法が確立しています

◆早期に医療機関等を受診し、適切な治療を。

※市内医療機関（精神科・心療内科）の情報については、5 ページを参照してください。

つなぎ

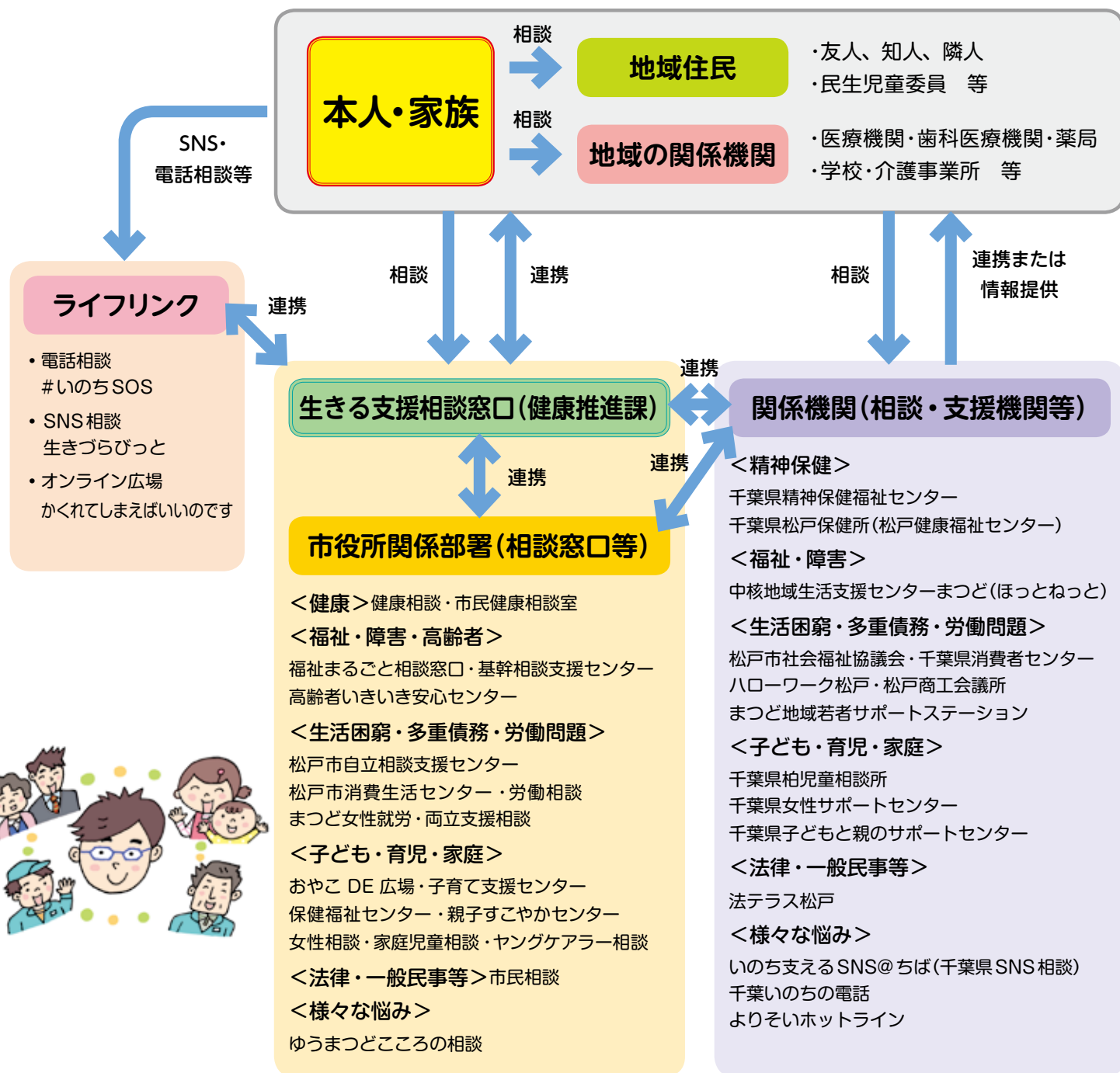
～解決に向けた窓口は必ずあります～

死を考えるほど追いつめられている人は、さまざまな問題を一人で抱えて深刻に悩んでいます。それぞれの専門の相談機関(下記参照)がありますので、解決に向けた適切な窓口につながるようサポートしましょう。

松戸市いのち支える相談窓口連携図

自殺対策に関連する相談窓口の連携についてまとめた図です。

市は、全国で電話・SNS 相談を実施する「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」と協力して相談者を支援するための連携協定を締結しています。健康推進課の「生きる支援相談窓口」が窓口となり、庁内外の関係部署、関係機関と連携し、悩みや生きづらさを抱えた本人、家族を支援します。



※各相談窓口の詳しい情報は、6 ページ以降に記載しています

見守り

～温かく寄り添いながらじっくりと
あせらず見守りましょう～

こころのサインに気づき、抱えている悩みや問題を聴いて、専門機関につないだからといって、悩みを抱えた人がすぐに元気になるわけではありません。いままでどおり自然な雰囲気の中で声をかけたり、家庭や職場で身体や心の負担が減るように配慮したりして、あせらず温かく見守りながら回復を支えましょう。

ゲートキーパーについて

「ゲートキーパー」は、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

自殺は心理的に“追い込まれた末の死”であると考えられ、誰かが手を差し伸べることで、防ぐことができる可能性があります。

ゲートキーパーになるために、高度な専門性は必要ありません。仕事などで普段接している人が、何か悩んでいるように見えたら、まず声をかけることからはじめてみてください。



松戸市では平成 23 年度よりゲートキーパー養成研修を実施しています。
最新の研修情報は松戸市のホームページをご確認ください。

誰も自殺に追い込まれることのない社会へ

いま、日本では社会全体でいのちを支え、生きる支援をする仕組みづくりを進めています。連携を高めて築いていくネットワークづくりには、あなたの手も必要です。それぞれの手と手をつなぎあい、大切ないのちを支えあっていきましょう。

◆**地域・社会全体で**
相談支援体制の充実／生きる支援のネットワークづくり

◆**家庭・職場・近隣で**
悩んでいる人への気づき／専門機関へのつなぎ

◆**一人ひとりで**
ひとりで悩まず相談する／こころの不調への気づきと対処／こころの健康づくり

社会的な問題による悩み

暮らしの悩み

こころの悩み



市内医療機関 (精神科、心療内科の外来診療を行っている医療機関)

※令和6年8月時点の情報です。掲載の許可を得た医療機関のみ掲載しています。

地区	名称	診療科目	自立支援医療機関	住所 電話番号
松戸	松戸東口たけだメンタルクリニック	心・精 児童精	○	松戸 1176-2 KAMEI ビル 2 階 ☎ 047-712-2901
	生駒会松戸診療所	精・心	○	根本 2-20 リリー松戸 1F ☎ 047-710-9738
	たけだメンタルクリニック	心・精	○	本町 14-18 松戸トシオビル 3F ☎ 047-330-2006
明第1	のむらクリニック	心・精		小根本 42-3 アセット松戸Ⅱ 301 ☎ 047-362-8633
東部	こども発達 リハビリクリニックむさしの	精・心 児童精	○	東松戸 3-5-7 ラグジュアリーガーデン 2F ☎ 047-712-0300
常盤平	常盤平神経科クリニック	精・心	○	常盤平 5-20-1-2F 202 号室 ☎ 047-384-3121
	恩田第二病院	精・心	○	金ヶ作 302 ☎ 047-387-3761
	ソフィアクリニックますだ	精・心	○	日暮 1-1-1 八柱駅第 2 ビル 3F ☎ 047-392-1137
	八柱よしざわ メンタルクリニック	心・精		日暮 2-5-17 パークハイツ八柱 2F ☎ 047-383-8822
新松戸	新松戸駅前 こころのクリニック	心・精	○	新松戸 1-439-8 新松戸岡田ビル 3F ☎ 047-347-0556
	新松戸メンタルクリニック	精	○	新松戸 4-2-2 エス・エフ新松戸ビル 3F ☎ 047-309-6530
小金・小金原	旭神経内科 リハビリテーション病院	精	○	栗ヶ沢 789-1 ☎ 047-385-5566
	松戸ホームタウンクリニック	心・精 ※高齢者(65歳以上)対象	○	小金原 6-5-4 小金原団地 ☎ 047-711-6910

【診療科目】心：心療内科 精：精神科 児童精：児童精神科
【自立支援医療機関】自立支援医療機関（精神通院医療）に指定されている医療機関
※休診日などについては各医療機関に直接、電話でご確認ください。

相談窓口情報

※令和6年8月時点の情報です

- ・心身の健康 6 ページ
- ・福祉・障害・高齢者 7 ページ
- ・生活困窮・多重債務・労働問題 8 ページ
- ・子ども・育児・家庭 10 ページ
- ・法律・一般民事等 13 ページ
- ・生きづらさ・様々な悩み 13 ページ

- 市**：市役所各窓口
- 関**：関係機関の窓口
- 24**：24 時間対応窓口

心身の健康に関する相談窓口

市 健康相談

来所・電話・FAX・メール 月～金曜 8：30～17：00
(祝日・年末年始を除く)
☎ 047-366-7481 Fax 047-363-9766
メール：mckenkou@city.matsudo.chiba.jp

健康に関する相談や専門的な窓口のご案内をしています。【相談員：保健師、栄養士、歯科衛生士】



市 市民健康相談室

来所・電話 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 8：30～12：15、13：00～17：00
(本庁・小金のみ 8：30～17：00)

	場 所	電話番号
矢 切	矢切支所内	047-362-3181 (支所代表)
東松戸	東松戸支所内	047-703-0606 (直通)
常盤平	常盤平支所内	047-387-2131 (支所代表)
六 実	六実市民センター内	047-384-2525 (直通)
小 金	小金保健福祉センター内	047-346-5601 (直通)
馬 橋	馬橋支所内	047-345-2133 (直通)
小金原	小金原支所内	047-344-4151 (支所代表)
新松戸	新松戸支所内	047-343-5111 (支所代表)
本 庁	市役所本館 1 階	047-366-1111 (内線 7750)

- 市民の身近な健康相談の場として保健師がご相談をお受けしています。妊娠中や子育て中の母子の健康や育児についての相談も受け付けています。
- 各種届出により健康状態を把握し、状況に応じて必要な支援につなげています。【相談員：保健師】

関 千葉県精神保健福祉センター

電話 【こころ】 月～金曜 9：00～18：30 (祝日・年末年始を除く)
【依存症】 月～金曜 9：30～16：30 (祝日・年末年始を除く)
【ひきこもり】 月～金曜 9：30～16：30 (祝日・年末年始を除く)

【こころ】 ☎ 043-307-3360 【依存症】 ☎ 043-307-3781 【ひきこもり】 ☎ 043-307-3812

- こころの電話相談：こころの健康に関する悩みや医療機関、支援機関に関する情報提供について、ご本人やご家族からの相談を相談専用電話で受けています。
- 依存症電話相談：アルコール、薬物、ギャンブル等の問題でお困りのご本人やご家族、支援者からの相談を電話で受けています。
- ひきこもり相談電話：「ひきこもり」に関するご本人、ご家族からのご相談をお受けします。

関 千葉県松戸保健所（松戸健康福祉センター）

来所（予約制） 【精神保健福祉】第1木曜、第3月曜 14：00～16：00
【酒 害】第3木曜 14：00～16：30
【思 春 期】直接保健所に問い合わせ

松戸市小根本7
☎ 047-361-2138

○精神保健福祉相談：おもに精神科受診を検討している方またはご家族に
対して、精神保健に関する相談をお受けします。
【相談員：医師、精神保健福祉相談員、保健師】
○酒害相談：アルコールに関するご相談をお受けします。
【相談員：医師、精神保健福祉相談員、保健師】
○思春期相談：思春期の「からだ」や「こころ」の悩みを持つご本人やご家
族等の相談をお受けします。
【相談員：臨床心理士】
※上記のほかに、保健所（健康福祉センター）職員による電話相談もお受けして
います。 月～金曜 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）



福祉・障害・高齢者に関する相談窓口

市 福祉まると相談窓口

来所・電話 月～金曜 9：00～16：30
（祝日・年末年始を除く）

・市役所本館1階 地域包括ケア推進課内 ☎ 047-366-1100

福祉に関する困りごと（サービスや制度を知りたい、どこに相談したらよいか分からない等）の相談窓口です。専門職
が相談者とともに考え、課題を整理し、必要なサービスを紹介したり、担当の課におつなぎします。
【相談員：医療、福祉の専門職】

市 基幹相談支援センター

来所・電話・FAX・メール 月～金曜 8：30～19：00（祝日・年末年始を除く）

・中央基幹相談支援センター CoCo ☎ 047-308-5028 Fax 047-366-1138
（総合福祉会館2階） メール：matsudo-kan@bz04.plala.or.jp
・小金基幹相談支援センターおんぶ ☎ 047-712-2112 Fax 047-712-2126
（小金442-14 秋山ビル3階） メール：kan-kogane@matsusato.or.jp
・常盤平基幹相談支援センターふれあい ☎ 047-388-6225 Fax 047-388-6222
（健康福祉会館1階） メール：fureai-kan@bz04.plala.or.jp

障害福祉サービスに関することなど、様々な困りごとや悩みについて、専門機関や地域の様々な方々と協力し、必要
な情報を提供しながら、一緒に解決方法を考えていきます。必要に応じてご自宅などにも訪問します。ひきこもりに
関する相談も受け付けます。【相談員：専門相談員】

市 高齢者いきいき安心センター

来所・電話 月～金曜 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）
※開所日時に相談が難しい場合にはお問い合わせください。

	住 所	電話番号
明第1	稔台7-13-2 第3山田マンション101-A	047-700-5881
明第2西	栄町西3-991-15	047-382-5707
明第2東	上本郷3196 パインツリーコート1階	047-382-6294
本庁	松戸1292-1 シティハイツ1階	047-363-6823
矢切	上矢切299-1 総合福祉会館内	047-710-6025
東部	紙敷1186-8 第二南花園内	047-330-8866
常盤平	常盤平3-11-1 西友常盤平店5階	047-330-6150
常盤平団地	常盤平2-24-2 常盤平団地中央商店街C-5	047-382-6535
五香松飛台	五香西2-35-8 斉藤ビル1階	047-385-3957
六実六高台	六高台2-6-5 リバティベル1階	047-383-0100
小金	小金3 高橋ビル4階	047-374-5221
小金原	栗ヶ沢789-22	047-383-3111
新松戸	新松戸1-414 大清堂ビル1階	047-346-2500
馬橋西	西馬橋広手町40-1 秀栄ビル101	047-711-9430
馬橋	中和倉130 第1コーポオンダ1階	047-374-5533

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどが中心になって、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち、安定した
生活が送れるよう、適切なサービスや制度の利用につなげています。
【相談員：社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなど】

24 関 中核地域生活支援センターまつど（ほっとねっと）

電話・FAX・メール 年中無休

松戸市新松戸3-15 KS12ビル1-A
☎ 047-309-7677（専門相談電話） Fax 047-309-7678
メール：info-hotnet@harutaka-aozora.org

相談者の対象は問いません。様々な障害をお持ちの方、ご家族の方々や地域の援助者、ボランティアの方などから、
福祉に関するあらゆる相談をお受けします。また、緊急相談については、24時間365日、いつでもお受けしています。

生活困窮・多重債務・労働問題に関する相談窓口

市 松戸市自立相談支援センター

来所・電話 月～金曜 9：00～17：00
（祝日・年末年始を除く）

市役所本館3階 ☎ 047-366-0077

経済的な不安を抱える方の相談をうかがい、就職・住居・家計管理・子どもの学習などの様々な困りごとに対して問題
を整理し、それらの解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。
【相談員：専門の相談支援員】

市 松戸市消費生活センター

来所・電話 月～金曜 8：30 ～ 16：00（祝日・年末年始を除く）
京葉ガス F 松戸第 2 ビル 5 階
☎ 047-365-6565（相談専用）
市民の方からの商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談を受け付け、解決のための助言などを行っています。【相談員：専門の消費生活相談員】

市 労働相談

来所・電話 月・木曜 17：00 ～ 20：00（年末年始・第 3 木曜日を除く）
松戸市勤労会館
☎ 047-365-9666
労働問題に関するトラブル等でお悩みの方の相談に、社会保険労務士がお答えします。
【相談員：社会保険労務士】 ※事前予約も可能です



市 まつど女性就労・両立支援相談

来所（予約優先）・火・水・木曜 10：00 ～ 15：00 第 1・3 金曜 17：30 ～ 20：30
オンライン相談（予約制） 第 2 木曜は起業相談も可（祝日・休館日を除く）
男女共同参画センターゆうまつど
☎ 047-364-8783
再就職や就労継続、転職、仕事と家庭・子育て・介護との両立支援など、働きたい女性の相談をお受けします。
【相談員：キャリアコンサルタント】※相談中にお子さんの見守りもできます。（6 ヶ月～就学前、相談日の 1 週間前までに要予約）

関 松戸市社会福祉協議会

来所（予約制）・電話 月～金曜 8：30 ～ 17：00（祝日・年末年始を除く）
松戸市上矢切 299-1
☎ 047-368-0912
○生活福祉資金貸付制度
低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによって、自立と生活の安定を図ることを目的とする貸付制度です。
○総合支援資金貸付・緊急小口資金貸付
失業や休業等により収入が減少された方（世帯）に対して生活費等の資金の貸付を行っています。
※貸付には審査があり、ご希望に添えない場合もあります。

関 千葉県消費者センター

来所・電話 月～土曜（祝日・年末年始を除く） 9：00 ～ 16：30（土曜は 16：00 まで）
船橋市高瀬町 66-18
☎ 047-434-0999（相談専用電話）
商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活や多重債務に関する相談を受け付けています。
※来所される場合は事前にお電話ください。

関 ハローワーク松戸

来所・電話 月～金曜 8：30 ～ 17：15（祝日・年末年始を除く）
松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3 階、5 階、10 階
☎ 047-367-8609
地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。

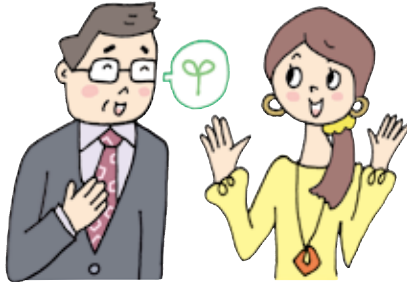


関 まつど地域若者サポートステーション

来所（予約制）・月～土曜（祝日・年末年始を除く）
電話（予約制） 9：30 ～ 17：00（受付は 16：30 まで）
松戸市松戸 2060 松戸商工会議所別館 2 階
☎ 047-703-8301
働くことに悩みのある 15 歳～49 歳までの現在、お仕事に就いていない方、週 20 時間未満で就業中の方とじっくり向き合い、キャリアコンサルティング、就職準備セミナー、職場見学・体験をアレンジし、その方に合った働き方を実現できるようサポートします。

関 松戸商工会議所

来所・電話・月～金曜 9：00 ～ 17：00
FAX・メール（祝日・年末年始を除く）
松戸市松戸 1879-1 ☎ 047-364-3111
Fax 047-365-0150 【メール】info@matsudo-cci.com
松戸市内で営業している商工業者の方は、法人、団体、個人事業主を問わず、どなたでも加入できます。会員になると、様々な情報が得られるほか、各種無料相談を受けることもできます。



子ども・育児・家庭に関する相談窓口

市 おやこ DE 広場・子育て支援センター

来所・電話 施設により異なる ※詳細は電話やホームページを参照

名 称	住 所	電話番号
おやこ DE 広場ゆうまつど	本町 14-10 男女共同参画センターゆうまつど 3 階	090-9385-7714
ほっとるーむ松戸	松戸 1307-1 松戸ビルディング 4 階松戸文化ホール内	047-393-8531
おやこ DE 広場にこにこキッズ	松戸 1155 聖徳大学 1-F 館	047-365-1111
おやこ DE 広場南花島	南花島 4-63-5 旧土地開発公社脇プレハブ	080-5877-6239
おやこ DE 広場北松戸	上本郷 3870 北松戸保育所 2 階	047-367-4848
おやこ DE 広場旭町	旭町 1-174 シニア交流センター 3 階	080-3285-7673
おやこ DE 広場馬橋	(月・水・金) 中根 459 中根公民館 (火) 馬橋 1854-3 馬橋東市民センター	090-9831-1140
ほっとるーむ新松戸	新松戸 3-1-4 新松戸未来館 1 階	047-375-8737
おやこ DE 広場北小金	(水・木・金) 小金 1 ピコティ北小金東館 2 階 (月) 小金 2 ピコティ西館 3 階小金保健福祉センター	080-3588-8352
おやこ DE 広場小金原	(月・木・金・土) 小金原 2-3 根木内小学校内タウンスク ール根木内 3 階 (水) 小金原 9-11-3 小金原 9 丁目会館	080-3010-1746
おやこ DE 広場根木内こども館	根木内 145 (児童養護施設 晴香園内)	047-346-3820
おやこ DE 広場野菊野こども館	野菊野 6 野菊野団地 6 号棟 2 階	047-331-1144
ほっとるーむ常盤平	常盤平西窪町 12 (常盤平児童福祉館 2 階)	090-9830-8974
おやこ DE 広場ふれあい 22	五香西 3-7-1 健康福祉会館 1 階	047-383-8803
ほっとるーむ東松戸	東松戸 3-2-1 アルフレンテ 3 階	047-701-5508
おやこ DE 広場みのり台	稔台 1-32-6	070-4097-6464
おやこ DE 広場矢切	三矢小台 3-10-5 矢切支所 2 階	070-7483-7694
おやこ DE 広場八ヶ崎	千駄堀 471 21 世紀の森と広場アウトドアセンター管理棟	080-3177-1746
ほっとるーむ八柱	日暮 1-1-1 八柱駅第 2 ビル 4 階 A 号室	047-392-7081
ほっとるーむプラーレ松戸	松戸 1149 プラーレ松戸 6 階	047-711-7676



【子育て支援センター】

名 称	住 所	電話番号
CMS 子育て支援センター	六実 6-13-2 たかさごスクール六高台内	047-394-5590
チェリッシュ・サポート・システム	野菊野 5 野菊野こども園内	047-308-5880
子すずめ子育て支援センター	日暮 1-8-4 子すずめ保育園内	047-387-0124
あおば子育て支援センター	紙敷 3-8-11 東松戸保育園内	047-387-5456
ドリーム子育て支援センター	栄町 3-185-1 さわらびこども園・さわらびドリームこども園内	070-3935-1230
はなみずき子育て支援センター	常盤平 3-25-2 はなみずきこども園内	047-710-8070
グレース子育て支援センター	大金平 3-132-1 大金平グレース保育園内	047-382-6182
風の丘子育て支援センター	大橋 300-1 認定こども園風の丘内	047-375-8447

妊婦さん及び0歳から3歳まで(子育て支援センターは未就学児まで)の乳幼児とその保護者が気軽に集える場です。
全ての施設に子育てコーディネーターが常駐しており、気軽に子育てに関する相談もできます。
※施設によって対象・時間・内容が異なりますので電話やホームページ等でご確認ください。

市 保健福祉センター・親子すこやかセンター

来所・電話・月～金曜 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
FAX・メール【メール】mcboshihoken@city.matsudo.chiba.jp
(保健福祉センター・親子すこやかセンター共通)

中央保健福祉センター ☎ 047-366-7489/ 親子すこやかセンター中央 ☎ 047-366-7766
Fax 047-366-9766 (保健福祉センター・親子すこやかセンター共通)
小金保健福祉センター ☎ 047-346-5601/ 親子すこやかセンター小金 ☎ 047-346-6066
Fax 047-344-3400 (保健福祉センター・親子すこやかセンター共通)
常盤平保健福祉センター ☎ 047-384-1333/ 親子すこやかセンター常盤平 ☎ 047-384-8020
Fax 047-394-5223 (保健福祉センター・親子すこやかセンター共通)

○保健福祉センター:保健師、栄養士、歯科衛生士が、母子の健康や育児、歯の健康や栄養についての相談を受け付けています。
○親子すこやかセンター:保健師、社会福祉士、助産師が、妊娠から子育て期にかかわる様々な疑問や不安の相談に応じています。

市 女性相談・家庭児童相談・ヤングケアラー相談(こども家庭センター)

来所・電話・月～金曜 9:00～17:00
FAX・メール(祝日・年末年始を除く)
中央保健福祉センター 3 階 【女性】☎ 047-366-3955 【家庭児童】☎ 047-366-3941
【ヤングケアラー】☎ 047-701-8600
Fax 047-366-3901 【メール】mckodomosoudan@city.matsudo.chiba.jp

○女性相談:女性の心配事やDVに関する相談、その他相談を、受け付けています。【相談員:女性相談支援員】
○家庭児童相談:子育ての不安、虐待が疑われる事案、子どもからの相談など、18歳未満の子どもに関する相談を受け付けています。相談者の秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。【相談員:家庭相談員】
○ヤングケアラー相談:ヤングケアラーに関する相談を受け付けています。【相談員:ヤングケアラーコーディネーター】

市 青少年相談

来所・電話火～土曜 9:30～17:00 (年末年始を除く)
常盤平児童福祉館 ☎ 047-384-7867

子ども自身の学校・家庭・友達・性の悩みなど親にも先生にも言えない悩みや、保護者からの子どもの接し方など、相談員が親身になって相談に応じ、その解決を援助します。【相談員:家庭教育相談員】

市 教育相談(就学・不登校に関する相談)

来所(予約制)・月～金曜 8:30～17:00
電話(予約制)(祝日・年末年始を除く)
児童生徒課【予約】☎ 047-366-7600 (相談予約受付電話)

就学(年中の2月～中学3年生)、不登校(小学1年生～中学3年生)に関する相談に対応します。
【相談員:心理相談員】

関 千葉県松戸保健所(松戸健康福祉センター)

来所(予約制)・月～金曜 ※来所は金曜のみ
電話9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
松戸市小根本 7 ☎ 047-361-6651 (DV 相談専用電話)

夫婦間、パートナー間の身体的、精神的、性的等、あらゆる形の暴力について相談をお受けします。

関 千葉県柏児童相談所

来所・電話月～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

柏市根戸 445-12 ☎ 04-7134-4152 (電話相談)

18歳未満の児童に関する問題について、児童や保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、援助や指導を行う行政機関です。
なお、来所での相談を希望される場合は、電話で予約の上、来所いただきますようお願いいたします。

24 関 千葉県女性サポートセンター

電話電話:24 時間 365 日

☎ 043-206-8002 (相談専用電話)

配偶者や交際相手からの暴力、夫婦不和、ストーカー被害など女性の抱える諸問題について広く相談に応じ、保護・援助を必要とする女性の支援を行っています。
なお、来所での面接相談を希望される場合は、電話にてご相談ください。



24 関 千葉県子どもと親のサポートセンター

来所(予約制)・電話・メール 来所・ワンストップ・オンライン:
SNS(小4～6、中高生対象 LINE) 月～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
ワンストップ・オンライン(Zoom) 電話:24 時間 365 日
SNS:火・木・日曜 18:00～22:00

千葉市稲毛区小仲台 5-10-2

☎ 0120-415-446 (子どもと親のサポートセンターフリーダイヤル)
※新規の来所相談は、上記フリーダイヤルで事前に申し込んでください
(受付時間 平日 8:30～16:30)

☎ 0120-0-78310 (24 時間子供 SOS ダイヤル)
【メール】saposoudan@chiba-c.ed.jp

【SNS】二次元コードより「友だち追加」➡メニューの「相談を開始する」をタップすると相談が始まります ※令和6年4月24日～5月8日、8月23日～9月7日、令和7年1月4日～1月11日は毎日実施
【ワンストップ・オンライン】Zoomでのオンライン相談 事前予約制(二次元コードより)

学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、子ども本人や保護者、教職員の相談を受けています。



小(4～6年)中高生 ワンストップ・
「SNS相談@ちば」 オンライン相談

法律・一般民事等に関する相談窓口

市 市民相談

来所（予約制の場合あり）・
電話・オンライン（予約制）

内容により異なる
※ホームページ等参照

市役所本館 2 階 相談コーナー 【予約】 ☎ 047-366-1162

広報広聴課で
行っている相談



日常生活での様々な問題や心配ごと、悩みごと等の相談をお受けするとともに、各専門相談員による専門相談を実施しています。【相談員：専門相談員】

関 法テラス松戸

来所・電話

月～金曜 9：00～17：00
（祝日・年末年始を除く）

松戸市松戸 1879-1 松戸商工会議所会館 3 階 ☎ 0570-078316

法的トラブルの解決に向けた情報提供、相談窓口の案内を行っています。収入・資産が一定額以下の方には無料法律相談もご案内できます。

生きづらさ・様々な悩みに関する相談窓口

市 生きる支援相談窓口（健康推進課）

電話

月～金曜 8：30～17：00（祝日を除く）

☎ 047-703-9293

生きているのがつらいと感じている方のための相談窓口です。【相談員：精神保健福祉士、保健師】

市 ゆうまつどころの相談

【女性】来所・電話（予約制） 【男性】 電話

【女性のこころの相談】

・第 1 月・木曜 13：00～20：00

・第 2～第 4 月・木曜 10：00～17：00（休館日を除く）

【男性のこころの相談】

第 1・第 3 金曜 17：30～20：30（休館日を除く）

男女共同参画センターゆうまつど ☎ 047-363-0505

自分の性格や生き方、人間関係など、様々なお悩みに専門カウンセラーが相談をお受けします。

24 関 NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク

電話・SNS



生きづらびっと

【電話】#いのち SOS

毎日 24 時間

【SNS】生きづらびっと

毎日 8：00～22：30（22：00 まで受付）

☎ 0120-061-338



#いのち SOS かかれてしまえば
いいのです

誰にも相談できない悩みを電話、SNS で受け止めます。

※生きるのがしんどい人のためのオンライン広場「かかれてしまえばいいのです」（匿名・無料で 24 時間利用可能）もあります。

24 関 千葉いのちの電話

来所（予約制）・
電話・メール

電話：電話番号により異なる（下記参照）
対面：月・火・金 11：00、13：00、14：30

千葉市中央区本町 3-1-16 CID ビル 1 階

☎① 043-227-3900（電話相談、24 時間、365 日）

☎② 0120-783-556（毎日 16：00～21：00、毎月 10 日 8：00～翌日 8：00）

☎③ 0570-783-556（毎日 10：00～22：00）

☎④ 043-222-4331（対面相談予約専用）

【メール】ll-chiba@chiba-inochi.jp 【URL】https://www.chiba-inochi.jp/

仕事、家族、生き方、様々な人間関係、こころの痛みをお話してください。

24 関 よりそいホットライン

電話・FAX・
メール・SNS

24 時間 365 日

☎ 0120-279-338 Fax 0120-773-776

URL【電話・FAX】https://www.since2011.net/

【メール・SNS】https://comarigoto.jp/

厚生労働省の補助金事業として、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが運営する、誰でも利用できる悩み相談窓口です。どんなひとのどんな悩みにもよりそって一緒に解決する方法を探します。自殺予防、DV・性暴力、セクシュアルマイノリティ、外国語の専門相談があります。



関 いのち支える SNS@ちば（千葉県の SNS 相談）

SNS（LINE）

水、土、日曜（3 月は月曜も追加） 14：00～22：00（受付は 21：30 まで）

※自殺予防週間（9 月 10 日～16 日）は毎日実施

いのち支える SNS@ちば

様々なこころの悩みを持つ方へ、専門のカウンセラーが SNS を通じて、こころに寄り添い、支援します。電話や対面では打ち明けづらい仕事・家庭・対人関係などのこころの悩みをメッセージで気軽に相談してください。

【相談員：専門カウンセラー】



ご家族や身近な方を自死によってなくされた方が相談できる場合があります

関 わかちあいの会「ひだまり」

ご家族や身近な方を自死によってなくされた方のわかちあいの会の案内をしています。

電話

千葉いのちの電話事務局 ☎ 043-222-4416

関 認定 NPO 法人 とうかつ生と死を考える会

愛するご家族・友人などを、病気や事故、自死で亡くされた方など、死別の喪失体験をした方たちの心の痛みを分かち合う場を持っています。また電話相談、個別相談も行っています。

電話・メール

☎ 04-7141-2440

【メール】mitsui@grief-care.com

※不在が多いため、なるべくメールでご連絡ください。

「#いのち SOS 千葉カード」について

1. 概要

- ・ NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク（以下、ライフリンクという）の連携自治体のみに配布されているカードで、千葉県では松戸市のみに配布されている。
- ・ カードに掲載している QR コードをスマートフォン等で読み取ると、ライフリンクが運営する SNS 相談（LINE のアカウント画面）につながり、相談員が対応する。

「#いのち SOS 千葉」は、ライフリンクと連携協定を締結している自治体のみに与えられているアカウントで、ライフリンクが全国で運営している SNS（LINE）相談「生きづらびっと」とは別のアカウント

- ・ ライフリンクの相談員が、市で支援する必要があると判断した場合は、相談者の同意を得て、市の健康推進課に支援を引き継ぐことができる。
- ・ 裏面に記載の電話番号（フリーダイヤル）で、ライフリンクに電話相談することもできる。（なお、電話相談についての優先対応はない）

2. 配布対象

以下の項目のいずれかに該当する市民

- ①自殺未遂、自傷行為を行ったことがある
- ②自殺念慮や自殺をほのめかす発言がある
- ③精神疾患の診断を受けている
- ④支援の必要があるが、何らかの理由により支援に結び付いていない
- ⑤①～④にはあてはまらないが、自殺のリスクが高いと考えられる

*生徒、学生等の若者については、不調を訴えている場合や悩みがある様子があれば、上記にあてはまらない場合でも、積極的に配布する。

3. 配布についての留意事項

- ・ 関係機関等の職員より、別紙説明文と一緒に、カードを配布する。
対象者本人、家族等に直接手渡すことが望ましいが、対象者に会えない場合等は郵送等で渡すことも可能。
- ・ 「いのち SOS」という文言が、対象者に刺激を与えられる場合は、「皆さんにお渡ししています」等、言葉を添えて配布する。

4. 配布状況

- ・ 松戸市自殺対策推進部会等で配布方法等について検討し、令和 4 年 11 月より関係機関等への配布を開始。
- ・ 現在までの配布数：令和 4 年度 1,402 枚、令和 5 年度 2,184 枚

・配布方法

①「生きる支援相談窓口」の相談者の中で、対象となる方に配布

②関係機関から、対象者に配布

【カードを送付した関係機関】

庁内	男女共同参画課
	広報広聴課広聴担当室
	商工振興課
	地域包括ケア推進課（地域包括支援センターを含む）
	生活支援課
	こども家庭センター
	子育て支援課
	子どもわかもの課
	児童生徒課
市が委託する 相談窓口	中央基幹相談支援センターCoCo
	小金基幹相談支援センターおんぷ
	常盤平基幹相談支援センターふれあい
	自立相談支援センター
関係機関	松戸警察署
	松戸東警察署
	松戸保健所（松戸健康福祉センター）
	中核地域生活支援センター（ほっとねっと）
	松戸市社会福祉協議会
	まつど地域若者サポートステーション
医療機関	新東京病院
	千葉西総合病院
	新松戸中央総合病院

本人への説明文

「#いのち SOS 千葉カード」について



・カードに掲載している QR コードをスマートフォン等で読み取ると、「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」が実施する SNS 相談（LINE のアカウント画面）につながります。

※「#いのち SOS 千葉」は、ライフリンクと連携協定を締結している自治体のみに与えられているアカウントで、ライフリンクが全国で運営している SNS（LINE）相談「生きづらびっと」とは別のアカウントです。

・裏面に記載の電話番号（フリーダイヤル）で、ライフリンクに電話相談することもできます。電話相談の受付時間は、月・木曜日 24 時間、その他の曜日 6：00～24：00 です。

【#いのち SOS 千葉カードについての問合せ先】

松戸市健康推進課 電話 047-366-7486